

中心市街地活性化法の施行状況等

令和5年5月

内閣府地方創生推進事務局

目次

- 1 法施行状況について
- 2 社会情勢の変化について
- 3 ご議論頂きたい主な論点

1 法施行状況について

(1) 中心市街地活性化制度の変遷

第1期（昭和49年～平成12年）

S49. 3 大店法施行（百貨店法廃止：許可制→届出制、消費者利益の保護を明示）

S53. 2 小売問題懇談会報告（小売商業の調整、中小小売商業の振興策を提言）

S54. 5 改正大店法施行（第2種（500㎡～1500㎡）を調整対象に追加、勧告期間の延長等）

S57. 1 大型店問題懇談会報告（大型店の出店抑制策、中小小売業の振興策等を提言）

S57. 1 大店法運用強化（事前説明指導、届出自粛指導を当面措置）

S61. 4 前川レポート「国際協調型経済への産業構造の転換」（内需拡大を宣言）

S63. 12 新行革審答申（流通に係る規制緩和）

H2. 4 日米構造問題協議中間報告（大店法の運用適正化）

H2. 5 大店法運用適正化（調整期間の短縮（規定なし→1年半以内）等）

S2. 6 日米構造問題協議最終報告（大店法の運用適正化）

H4. 1 改正大店法施行（商調協の廃止、地方独自規制の適正化等）

H6. 5 2年後の見直し（1000㎡未満の原則調整不要等）

H7. 1 GATS発効（経済上の需要を考慮したサービス供給者数の制限等の禁止）

H7. 12 行政改革委員会「規制緩和の推進に関する意見」（大型店と中小店の商業調整の見直し）

H8. 6 米国がWTO二国間協議を要請（「大店法は需要を勘案した流通サービス業者数の制限」と主張）

H9年度 規制緩和推進計画（閣議決定）（大店法の見直し）

H9. 12 産構審・中政審合同会議中間答申（大店法の廃止、まちづくり三法の制定）

H10. 2 まちづくり三法（改正都市計画法、大店立地法、中心市街地活性化法）が通常国会で成立

H12. 6 大店法廃止（大店立地法施行：商業調整の廃止）

大規模小売店舗法（大店法）による規制

規制強化

規制緩和

政策転換

第2期（平成12年～平成18年）

大規模小売店舗法 (S49～H12) の廃止

中小小売業者との商業調整の廃止。

日米構造協議(平成2年2月)

いわゆる「まちづくり三法」の制定等

大規模小売店舗立地法 (H12～)

大型店の立地に際して、「周辺的生活環境の保持」の観点からの配慮を求める。

(配慮事項)

- ・交通渋滞・安全確保への対策
- ・騒音対策
- ・廃棄物の保管、処理対策 等

中心市街地活性化法 (H10～)

中心市街地の活性化のために8府省庁で「市街地の整備改善」、「商業等の活性化」を一体的に推進。

都市計画法の改正によるゾーニング（土地利用規制）(H10～)

地域毎に大型店の適正な立地を実現。

大型店の郊外立地を規制する必要があると市町村が判断した場合の土地利用規制制度を措置。(特別用途地区、特定用途制限地域)

平成18年大幅改正

【参考】行政評価・監視結果に基づく勧告の概要

平成16年9月15日に総務大臣が、中心市街地活性化法に基づく基本方針の策定主体である経済産業省、国土交通省、総務省、農林水産省に対し、行政評価・監視結果に基づき勧告。

●結果の概要

※5つの統計指標の基本計画作成前後の動向が把握可能であるH12年度以前に基本計画を作成した121市町について把握・分析

○いずれの統計指標をみても、中心市街地の数値が減少している市町が大半

- ・人口 : 69% (84市町) が減少
- ・商店数 : 93% (111市町) が減少
- ・年間商品販売額 : 94% (113市町) が減少
- ・事業所数 : 93% (112市町) が減少
- ・事業所従業者数 : 83% (100市町) が減少

○人口、年間商品販売額及び事業所数の3つを合わせてみると、中心市街地の割合が低下している市町が多数

- ・3指標とも低下 : 61% (72市町)
- ・1指標のみ上昇 : 27% (32市町)
- ・2指標のみ上昇 : 10% (12市町)
- ・3指標とも上昇 : 2% (2市)

○これらの統計指標に係る市町全体の数値に占める中心市街地の割合が低下している市町が大半

- ・人口 : 72% (87市町) が減少
- ・商店数 : 80% (96市町) が減少
- ・年間商品販売額 : 88% (105市町) が減少
- ・事業所数 : 86% (103市町) が減少
- ・事業所従業者数 : 73% (87市町) が減少

○中心市街地が「活性化していない」と認識している市町が59% (71市町)

統計指標の動向等から判断すると、中心市街地の活性化が図られていると認められる市町は少ない状況。

●勧告の概要

1. 基本計画の的確な作成

数値目標設定の有効性や中心市街地の区域設定に当たっての要件について具体的内容を明示すること。

2. 事業の着実な実施

民間連携のための体制整備やTMO (Town Management Organization) 構想の速やかな策定の有効性について具体的内容を明示すること。

3. 基本計画の見直し

事業の進捗状況等の定期的把握や基本計画の見直しの必要性についてその具体的内容を明示すること。

4. 基本計画の的確な評価

優れた基本計画に対し重点的な支援を行うため、基本計画の内容を的確に評価すること。

第3期（平成18年～平成25年）

「まちづくり三法」の見直し

1. 「中心市街地活性化法」の主な改正内容（平成18年8月22日施行）

- 1) 基本法的な位置づけ
総合的に活性化策を進める必要性から、基本法的な性格を持つ名称に変更する。
- 2) 国の体制等の強化
内閣総理大臣を本部長とする中心市街地活性化本部を設置して関係省庁の連携・調整を図り、施策の総合的な推進体制を整える。
- 3) 総合的推進体制の整備
TMOを発展的に改組し、中心市街地活性化協議会を新たに設置（法定化）。
- 4) 意欲的な中心市街地への支援拡充
市街地の整備改善、都市福祉施設の整備、まちなか居住の推進、商業の活性化、公共交通機関の利便性増進など、補助事業の実施等の支援を重点的に行う。

2. 「都市計画法」等の主な改正内容（平成19年11月30日施行）

都市計画法・建築基準法の改正により、広域的に都市構造やインフラに影響を与える大規模集客施設（延べ床面積1万㎡超の店舗、飲食店、劇場、映画館、展示場等）の立地調整の仕組みを適正化することで、郊外への都市機能の拡散を抑制。

- 1) 大規模集客施設立地の適正化
- 2) 広域調整の仕組みの創設
- 3) 公共公益施設の中心市街地への誘導

3. 「大規模小売店舗立地法」の主な改正内容

- 1) 業界ガイドラインの作成等による事業者の社会的責任を強化
- 2) 大規模小売店舗併設サービス施設を対象施設に含める

「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の 一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律」の概要 (平成18年8月22日施行)

中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地の活性化に関する基本理念の創設、市町村が作成する基本計画の内閣総理大臣による認定制度の創設、支援措置の拡充、中心市街地活性化本部の設置等の所要の措置を講ずる。

1. 「中心市街地の活性化に関する法律」へ題名変更

2. 基本理念・責務規定の創設

- 中心市街地活性化についての基本法的性格を踏まえ**基本理念**を創設
- 国、地方公共団体及び事業者の**責務規定**を創設

3. 国による「選択と集中」の仕組みの導入

- **中心市街地活性化本部**（本部長：内閣総理大臣）の創設
↳ 基本方針の案の作成、施策の総合調整、事業実施状況のチェック&レビュー 等
- 基本計画の**内閣総理大臣の認定制度**
↳ 法律、税制の特例、補助事業の重点実施 等

4. 多様な関係者の参画を得た取組の推進

- 多様な民間主体が参画する**中心市街地活性化協議会**の法制化

※「特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法」の廃止

「中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律」の概要

(平成26年7月3日施行)

1. 背景

- (1) 少子高齢化の進展や都市機能の郊外移転により、中心市街地における商機能の衰退や空き店舗、未利用地の増加に歯止めが掛からない状況。
- (2) このような状況の中、「日本再興戦略」において定められた「コンパクトシティの実現」に向け、国土交通省とも連携を図りつつ、民間投資の喚起を軸とする中心市街地活性化を図ることが有効。

2. 法案の概要

- (1) 中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高を相当程度増加させることを目指して行う事業を認定し、重点支援することで民間投資を喚起する制度を新たに創設する。
- (2) 中心市街地の活性化を進めるため、小売業の顧客の増加や小売事業者の経営の効率化を支援するソフト事業を認定する制度、オープンカフェ等の設置に際しての道路占用の許可の特例、それぞれの中心市街地において活動が認められる特例通訳案内士制度等を創設する。

3. 措置事項の概要

A. 重点支援

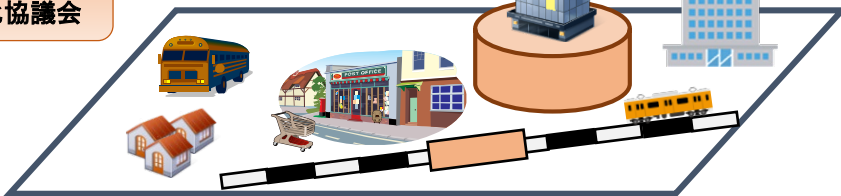
【今回の改正で新設】
特定民間中心市街地経済活力向上事業
作成：民間事業者(市町村経由) 認定：経済産業大臣

地元同意
が必要

中心市街地
活性化協議会

目標

- ① 来訪者の増加
- ② 就業者の増加
- ③ 小売業の売上高の増加



- ・予算措置の拡充
- ・税制優遇措置
- ・無利子融資
- ・大店法の特例

支援

B. 裾野拡大

【今回の改正で新設】
民間中心市街地商業活性化事業
作成：民間事業者(市町村経由) 認定：経済産業大臣

【従来のスキームを拡充】
中心市街地活性化基本計画
作成：市町村 認定：内閣総理大臣

小売事業者を支援する
ソフト事業

支援 ・規制の特例

A. 重点支援(民間投資を喚起する新たな制度の創設)

- (1) 中心市街地における経済活力の向上を図るため、中心市街地への来訪者を増加させるなどの**効果が高い民間プロジェクトを認定する制度を新たに創設**する。
- (2) 当該認定事業計画に対する特例措置として、**①予算措置の拡充、②税制優遇措置(建物等の取得に対する割増償却制度等)の創設、③中小企業基盤整備機構による市町村を通じた無利子融資、④地元が望む大規模小売店舗の立地手続きの簡素化等の措置を講ずる。**

B. 裾野拡大(中心市街地活性化を図る新たな措置)

- ※**中心市街地活性化基本計画の認定要件を緩和**する。(基本方針の改定)
- (1) 小売業の顧客の増加や小売事業者の経営の効率化を図るソフト事業(イベント・研修を行う事業)を認定する制度を新たに創設し、資金調達を円滑化する等の支援を行う。
 - (2) **道路占用の許可の特例措置、中心市街地において活動が認められる特例通訳案内士制度**といった規制の特例等の措置を講じる。(国交省と連携)

中心市街地活性化の意義について

中心市街地の活性化に関する法律（抄）

（目的）

第一条 この法律は、中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、近年における急速な少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上（以下「中心市街地の活性化」という。）を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地の活性化に関し、基本理念、政府による基本方針の策定、市町村による基本計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた基本計画に基づく事業に対する特別の措置、中心市街地活性化本部の設置等について定め、もって地域の振興及び秩序ある整備を図り、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第三条 中心市街地の活性化は、中心市街地が地域住民等の生活と交流の場であることを踏まえつつ、地域における社会的、経済的及び文化的活動の拠点となるにふさわしい魅力ある市街地の形成を図ることを基本とし、地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的に取り組むことの重要性にかんがみ、その取組に対して国が集中的かつ効果的に支援を行うことを旨として、行われなければならない。

中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（抄）

第1章 中心市街地の活性化の意義及び目標に関する事項

1. 中心市街地の活性化の意義

活性化された中心市街地は、

- ① 商業、公共サービス等の多様な都市機能が集積し、住民や事業者へのまとまった便益を提供できること。
- ② 多様な都市機能が身近に備わっていることから、高齢者等にも暮らしやすい生活環境を提供できること。
- ③ 公共交通ネットワークの拠点として整備されていることを含め既存の都市ストックが確保されているとともに、歴史的・文化的背景等と相まって、地域の核として機能できること。
- ④ 商工業者その他の事業者や各層の消費者が近接し、相互に交流することによって効率的な経済活動を支える基盤としての役割を果たすことができること。
- ⑤ 過去の投資の蓄積を活用しつつ、各種の投資を集中することによって、投資の効率性が確保できること。
- ⑥ コンパクトなまちづくりが、地球温暖化対策に資するなど、環境負荷の小さなまちづくりにもつながること。

などから、各地域ひいては我が国全体の発展に重要な役割を果たすことが期待される。

しかし、前文で述べたとおり中心市街地の多くは、このような期待にこたえられる状態になく、我が国が人口減少・少子高齢社会を迎えている中で、都市機能の無秩序な拡散に歯止めをかけ、多様な都市機能がコンパクトに集積した、子どもや高齢者を含めた多くの人にとって暮らしやすい、歩いて暮らせる、にぎわいあふれるまちづくりを進めていくことが必要である。

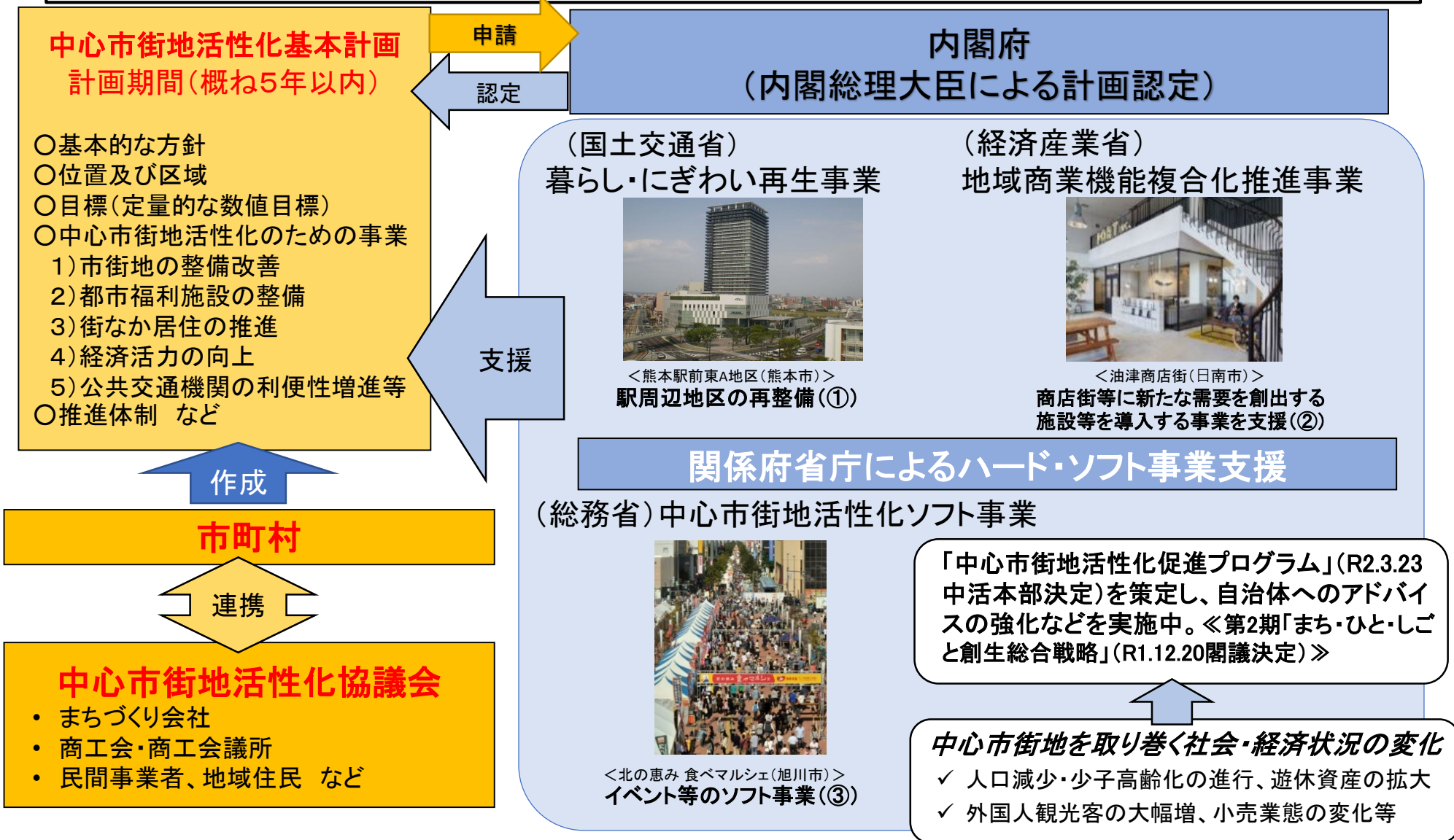
そのため、国、地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りながら、地域が自主的かつ自立的に取り組む、国民の生活基盤の核となる中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に推進することにより、地域における社会的、経済的、文化的活動の拠点となるにふさわしい魅力ある中心市街地の形成を図ることが重要である。

1 法施行状況について

(2) 現行制度の概要

中心市街地活性化制度の概要

- 中心市街地の活性化に関する法律に基づき、少子高齢化、消費生活の変化等に対応し、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進。
- 市町村がまちづくり会社・商工会議所等による協議会と連携し基本計画を作成。国の認定を受けた計画に対し、関係府省庁が連携して重点的に支援。



「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」の概要

○ 政府が実施すべき施策とともに、基本計画の認定基準や実施状況についての評価等、中心市街地の活性化を測るための基本的な方針を、中心市街地活性化本部で作成したもの

I. 中心市街地の活性化の意義及び目標

- ・人口減少、少子高齢社会を迎えている中で、子育て世代や高齢者にも暮らしやすいコンパクトなまちづくり
- ・活力ある地域経済社会の確立

II. 中心市街地の活性化のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

○政府における推進体制の整備

(本部において、施策の企画・立案、総合調整、進捗状況の把握。関連施策・各府省の緊密な連携、地方支分部局での適切な助言。等)

○認定を受けた基本計画の取組に対する重点的な支援、認定と連携した支援措置の創設・充実

○基本計画の認定基準

- 基本方針に適合するものであること など。
- ・計画期間は、概ね5年以内を目安とする。

○基本計画の実施状況についての評価の実施等

- ・進捗状況の把握とPDCAサイクルの実施
- ・施策の実施状況の事後評価

III. 中心市街地の位置及び区域

○中心市街地の要件、数など

- 原則的には1市町村に1区域。ただし地域の実情により、同一市町村内に複数の区域設定や、複数市町村で連携して活性化を図る場合は一体的支援も可能。

IV. ～VIII. 各種事業等の推進

(市街地整備、教育・医療・福祉等都市福利施設の整備、街なか居住の推進、経済活力の向上 など)

IX. IV. からVIII. までの事業等の総合的かつ一体的推進

○推進体制の整備

- 市町村の行政担当部局並びに国や都道府県との連携。**中心市街地活性化協議会の設置**。(事業の実施者に加え、地権者、地域住民、行政等多様な者の参画)

○基本計画に基づく事業・措置の一体的推進、住民等様々な主体の巻き込み

X. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置

○都市機能の集積の促進の考え方

- **都市機能の無秩序な拡散を防止**。認定に際しては、集積のための取組や周辺の開発状況等を踏まえ判断。

○都市計画手法の活用

- 集積促進のため、地区計画等を活用。地方都市では、**準工業地域で大規模集客施設に係る特別用途地区等が決定**される場合に認定。

XI. 特定民間中心市街地経済活力向上事業の中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高の増加の目標の設定に関する事項

XII. その他中心市街地の活性化に関する重要な事項

- ・実践的、試行的な活動等により、厳選された事業による計画を策定。
- ・都道府県で、必要な体制整備。市町村との意見交換。市町村への支援、助言を実施。

中心市街地活性化促進プログラム

「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」に基づき令和2年3月に策定
「第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」」においても位置付け

プログラムの基本的な考え方

中心市街地活性化の必要性

✓ 中心市街地は「まちの顔」として地域の活性化のために極めて重要なエリア。そのストックを活かして期待される役割を果たすことが必要

中心市街地活性化促進プログラムの狙い

✓ 現下の情勢に即した「重点的な取組」を示し、国の支援を積極的に行っていくことで中心市街地の活性化を促進する

✓ アドバイスの強化等により、より多くの自治体における現行制度の効果的な活用を促進することで、中心市街地の更なる活性化を図る

重点的な取組：中活プログラムに基づく重点的な取組について、積極的に支援する（中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（閣議決定））

1. 社会経済情勢の変化と進展等に対応した戦略

- 〔 多世代が安心して暮らせるまちづくりや若い世代の地域定着、関係人口の創出、未来技術の活用等 〕
- 駅ビルをにぎわい交流施設として整備
 - まちなかに学生の交流拠点を整備
 - 5Gを活用したサテライトオフィスの誘致 等



2. まちのストックを活かす

- 〔 空き店舗・空きビルや低未利用資産、既存店舗の再活性化など、まちのストックを活かす 〕
- 空き店舗対策の効果的な助成
 - 大型商業店舗の空きビルの再生
 - 既存店舗の外装改修への支援 等



3. 地域資源とチャンスを活かす

- 〔 歴史・文化等の地域資源や、外国人旅行者の増加・働き方の変化などのチャンスを活かす 〕
- 歴史的建造物や古民家の活用
 - 地域資源の活用
 - 外国語に対応したガイドの育成 等



4. 民との連携や人材の確保・育成を強化する

- 〔 民間企業等との連携強化やまちづくりを担う人材の育成・確保 〕
- 地域経営の観点からの商店街活性化の取組
 - 遊休不動産活用のためのコーディネーターの設置
 - 収益施設と融合したPark-PFIの活用 等

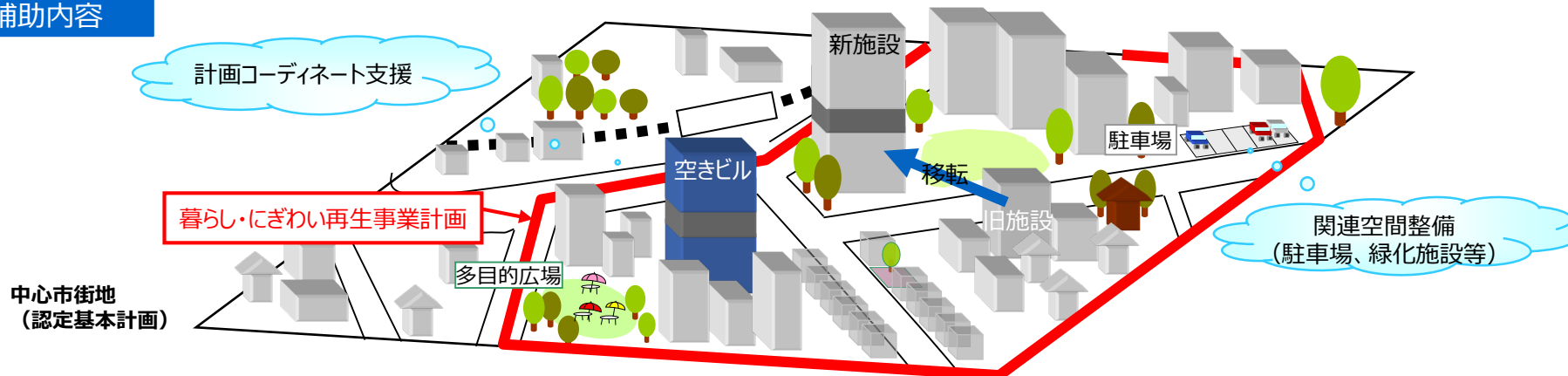


5. より活用される仕組みにする（地域における多様な市街地の実情に応じた支援を行い、より積極的に活用される仕組みとする）

- 多様な市街地の活性化に対応できることの周知
- 制度が一層効果的に活用されるよう、効果的な制度の活用を助言する等のハンズオン支援の強化
- 平成の市町村合併による地域の実情に配慮し、複数の区域でも活用できること等の周知

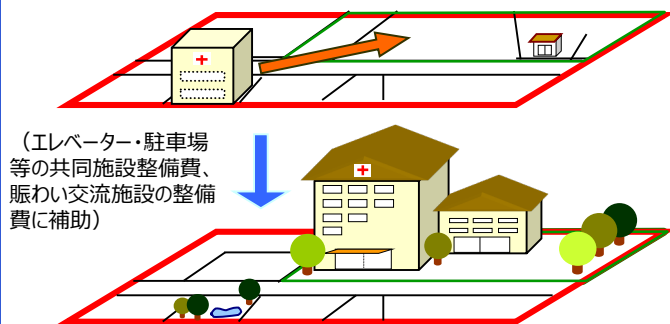
中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区について、都市機能のまちなか立地、空きビル再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援することにより、まちなかに公共公益施設等の都市機能等の導入を図る。

補助内容



都市機能まちなか立地支援

公共公益施設の整備に対し、補助



空きビル再生支援

空きビル等の公共公益施設・集客施設への改修に対し、補助



賑わい空間施設整備

多目的広場等の公開空地の整備に対し、補助



対象施設

- ① 認定基本計画への位置付け
- ② 地階を除く階数が原則として3階以上※1 ※2
- ③ 耐火建築物等又は準耐火建築物等※1 ※2
- ④ 地区面積（敷地面積及び当該敷地に接する道路の面積の1/2の合計）が1,000㎡以上等を満たすものであること※2

施行者

地方公共団体
都市再生機構
中心市街地活性化協議会
民間事業者等

国費率

1/3
公益施設の割合が高い（1/10以上）等の一定の要件を満たす場合は、2/5

※1 三大都市圏及び政令指定都市を除く地域では、②の要件を適用せず、③の要件は、空地の整備等により周辺市街地への延焼を防ぐための代替措置がなされることをもって足りる。

※2 複数の小規模な暮らし・にぎわい再生事業を連鎖的に実施する場合であって、各施設の地区面積の合計が概ね1,500㎡以上等の要件を満たす場合は、②～④の要件を適用しない。

地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業

令和5年度予算額 **3.5 億円** (4.6 億円)

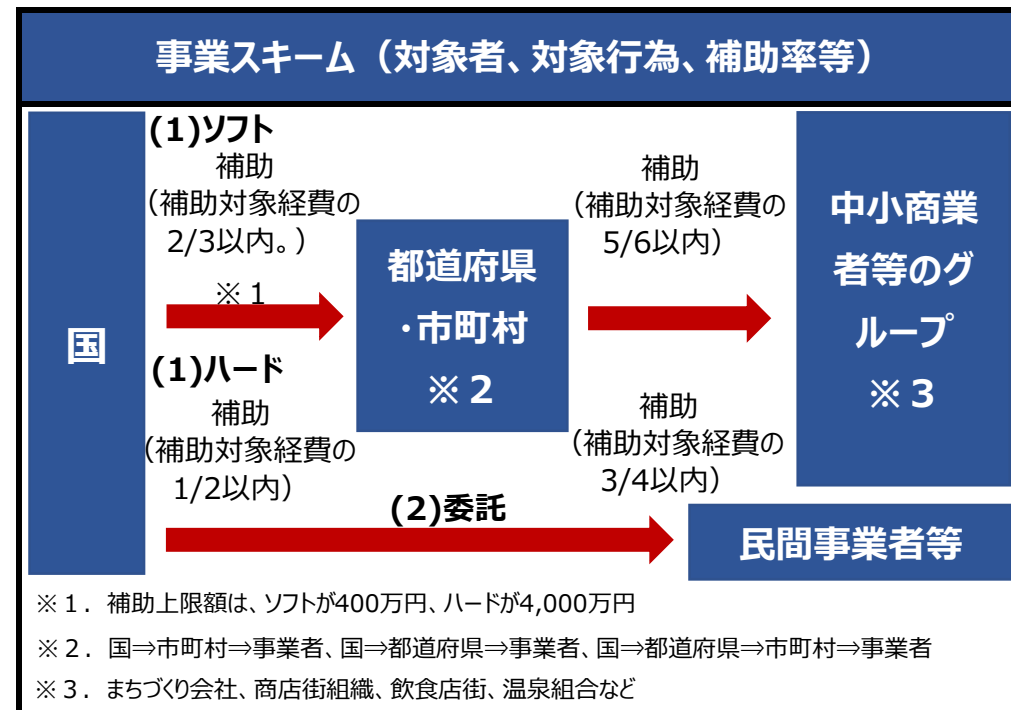
事業の内容

事業目的
 中小事業者等のグループが商店街等において行う、地域住民のニーズに沿った新たな需要を創出する事業に対して、国と地方公共団体が協調して支援を行うとともに、テナントミックスの実現に向けた体制の構築やまちづくり人材の育成を支援することで、商業集積地の賑わい創出と地域の持続的発展を促進します。
 ※テナントミックスとは、商業集積活性化を図るための最適なテナント（業種業態）の組み合わせを意味しており、本事業では、地域の新たなニーズや需要に対応した最適な供給体制を面的に構築することを指す。

事業概要

(1) 地域商業機能複合化推進事業
 【ソフト事業】AIカメラ等の導入による来街者の属性・回遊情報の収集・分析や、空き店舗等を活用したチャレンジショップによる消費者ニーズの把握等、テナントミックスの実現に繋がる情報の収集・分析に係る取組を支援します。
 【ハード事業】最適なテナントミックスを実現するため、来街者の属性や消費動向等の分析を踏まえ、エリア全体への波及効果をもたらす魅力的な施設の整備を行う取組を支援します。

(2) 外部人材活用・地域人材育成事業
 地域に外部の専門人材を派遣し、テナントミックスの実現に向けた推進体制の構築や計画策定等を後押しするワークショップ等の伴走支援を行うとともにまちづくり人材の育成を実施します。



成果目標

商店街等において最適なテナントミックス等に取り組む推進体制を全国1,700の地域で構築します。

総務省における中心市街地活性化施策の対象事業

中心市街地活性化ソフト事業

① イベント事業

② 講演会、シンポジウム等

③ 後継者育成研修事業

④ 具体化のための調査、資金計画、事業性評価、合意形成等

⑤ 空き店舗対策事業

⑥ その他特に重要なソフト事業

①～⑥は全て中心市街地活性化を目的とする事業に限られる。

※商店街振興組合、市民団体、第三セクター等が実施するものに対して助成する場合を含む。

※国庫補助金や交付金等を伴う事業は対象としない。

中心市街地再活性化特別対策事業

(1) 公共施設整備事業

- ・集客力を高める施設の整備
(多目的広場、イベント広場、駐車場、多目的ホール、イベントホール等)
- ・地域の産業の振興に資する施設の整備
(展示施設、物産会館等)
- ・良好な都市・居住環境と街並み景観の向上に資する施設の整備
(ポケットパーク、緑地、駐輪場、あずま屋、街路灯、ストリートファニチャー等)
- ・子育て支援や若者の居場所づくりに資する施設の整備(託児所、親子交流サロン、学習コーナー等)

(2) 助成事業

一般住民の利用に供される公共施設の整備で、公共的団体が行うもの(多目的ホール、イベントホール、多目的広場、イベント広場、駐輪場等の広く一般住民の直接の利用に供される施設で、地方公共団体が自ら設置する場合と同様の公共性を有するものに限る。)に対する市町村の助成事業

中心市街地の活性化に関する法律、都市再生特別措置法及び地域再生法について

	中心市街地の活性化に関する法律 (平成10年法律第92号)	都市再生特別措置法 (平成14年法律第22号)	地域再生法 (平成17年法律第24号)
目的	○ 中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上の総合的かつ一体的に推進	○ 都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保	○ 地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進
基本理念	○ 中心市街地が地域住民等の生活と交流の場であることを踏まえつつ、地域における社会的、経済的及び文化的活動の拠点となるにふさわしい魅力ある市街地の形成を図ることを基本	(定めなし)	○ 少子高齢化が進展し、人口の減少が続くとともに、産業構造が変化する中で、地域の活力の向上及び持続的発展を図る観点から、地域における創意工夫を生かしつつ、潤いのある豊かな生活環境を創造し、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる住みよい地域社会の実現を図ることを基本
プロセス	市町村が基本計画作成、内閣総理大臣が認定	市町村が都市再生整備計画作成、国土交通大臣へ提出（交付金を充てる場合）	地方公共団体が地域再生計画作成、内閣総理大臣が認定
計画に関する主な条件	<p><基本計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆都市計画、都市計画基本方針との適合、地域公共交通計画との調和 ◆基本計画事項に対する協議会又は商工会・商工会議所の意見聴取 等 	<p><立地適正化計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆市町村の建設に関する基本構想、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即すること。市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和 	<p><地域再生計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地域再生協議会への協議（協議会が組織されている場合） ◆地域再生基本方針への適合 等
計画作成数	153市町、276計画【R5. 4. 1時点】	<立適>470市町村470計画【R4. 12. 31時点】	11,756計画【R5. 3. 31時点累計】
主な支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ◆デジタル田園都市国家構想交付金 ◆中活ソフト事業（特別交付税） ◆地域商業機能複合化推進事業 ◆社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆社会資本整備総合交付金 ◆防災・安全交付金 	<ul style="list-style-type: none"> ◆デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進/地方創生拠点整備タイプ） ◆企業版ふるさと納税 ◆地域再生エリアマネジメント負担金 ◆商店街活性化促進事業
協議会	<p><中心市街地活性化協議会></p> <p>※ 中心市街地整備推進機構/まちづくり会社/商工会又は商工会議所/一般社団 等</p>	<p><市町村都市再生協議会></p> <p>※ 市町村/都市再生推進法人/防災街区整備推進機構/中心市街地整備推進機構/景観整備機構/歴史的風致維持向上支援法人/特定非営利活動法人 等</p>	<p><地域再生協議会></p> <p>※ 地方公共団体/地域再生推進法人/事業者 等</p>
推進組織	<p><中心市街地整備推進機構></p> <p>※指定対象：営利を目的としない法人で業務を適正かつ確実に行うことができると認められるもの ※権限等：①事業者への情報提供等②事業の実施・参加、③事業に有効利用できる土地の取得、管理及び譲渡④公共空地等の設置及び管理 等</p>	<p><都市再生推進法人></p> <p>※指定対象：特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又はまちづくり会社で業務を適正かつ確実に行うことができると認められるもの ※権限等：①事業者に対する有識者の派遣、情報提供、相談等の援助、②NPO法人等への助成、③事業の施行又は事業への参加、④事業に有効に利用できる土地の取得、管理、譲渡、⑤公共施設等の整備、⑥道路や都市公園の占用又は道路の使用許可に係る申請書の経由事務 等</p>	<p><地域再生推進法人></p> <p>※指定対象：特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は地域再生の推進を目的とする会社で業務を適正かつ確実に行うことができると認められるもの ※権限等：①事業者に対する情報の提供、相談等の援助、②事業の実施又は事業への参加、③事業に有効利用できる土地の取得、管理及び譲渡 等</p>

都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金）

○市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業。

交付対象：市町村、市町村都市再生協議会
 交付率：40%（歴史的風致維持向上計画関連や脱炭素先行地域関連等、国の重要施策に適合するものについては交付率を45%に引き上げ）

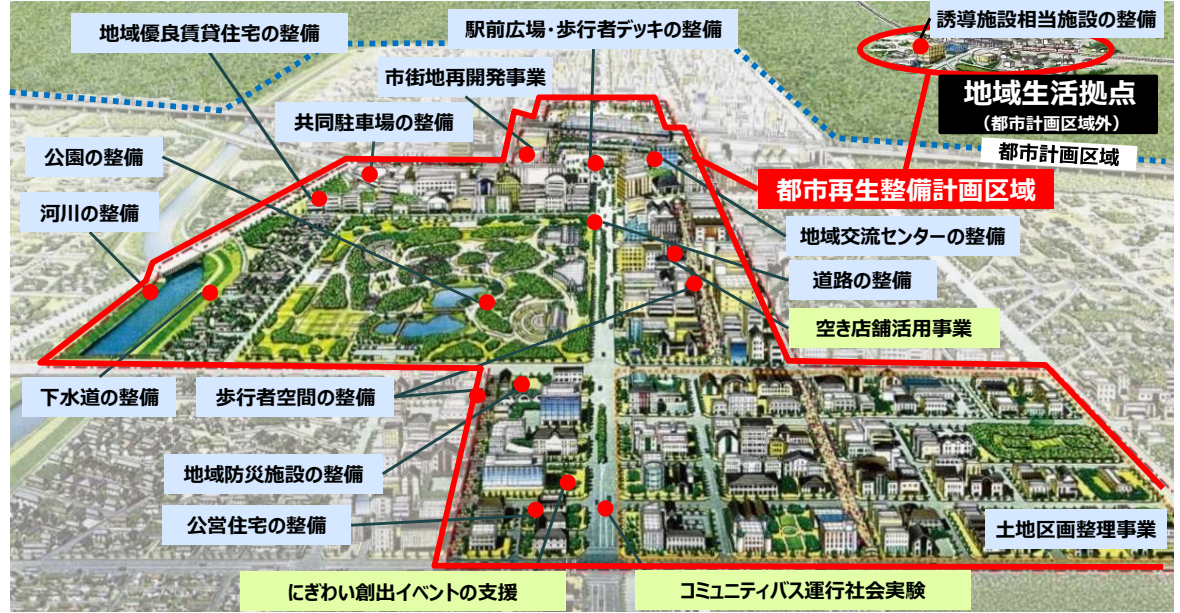
対象事業

○市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画（都市再生整備計画）に基づき実施される以下の事業等

【基幹事業】
 道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター等）、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業、誘導施設相当施設（医療、社会福祉、教育文化施設等）等

【提案事業】
 事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）

※誘導施設相当施設は、地域生活拠点内に限る。また、誘導施設相当施設を統合・整備する場合、廃止された施設の除却等を対象。
 ※地域生活拠点内では、一部の基幹事業を除く。



施行地区 ○次のいずれかの要件に該当する地区

【要件①：コンパクトなまちづくりの推進】
 ○市町村において、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、かつ、以下のいずれかの区域
 (1) 市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅※1から半径1kmの範囲内 又は バス・軌道の停留所・停車場※1から半径500mの範囲内の区域
 (2) 市街化区域等内のうち、人口集中地区（DID）※2かつデマンド交通等の公共交通による利便性確保を図る区域（拠点となる施設から半径500mの範囲内の区域。都市再生整備計画に拠点となる施設の設定方針を記載）
 (3) 市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域
 ※1 ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。
 ※2 直前の国勢調査に基づく(今後、直近の国勢調査の結果に基づくDIDに含まれると見込まれる区域を含む)
 -ただし、令和6年度末までに国に提出される都市再生整備計画に基づく事業に限り、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表してなくても、(1)の区域において実施可能
 -立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村には、都市構造上の理由等(①市街化区域内の人口密度が40人/h a以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される、②都市計画区域に対する市街化区域の割合が20%以下等)により立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村を含む。

【要件②：市街化区域等の外側における観光等地域資源の活用】
 ○地方公共団体において、以下のような観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる区域
 (1) 歴史的風致維持向上計画
 (2) 観光圏整備実施計画
 (3) 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画 等

【要件③：都市計画区域外における地域生活拠点の形成】
 ○地域生活拠点：都市計画区域外における地域の拠点となる区域であり、かつ、以下の要件のいずれかの区域（基幹市町村※の都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分）
 (1) 基幹市町村※と連携市町村※が共同して作成した 広域的な立地適正化の方針において、連携市町村の拠点として位置付けられた区域。
 (2) 基幹市町村※と連携市町村※が共同して作成した 広域的な立地適正化の方針と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、連携市町村の拠点として位置付けられた区域。
 ※基幹市町村：都市機能誘導区域を有する市町村、連携市町村：都市計画区域を有しない市町村

立地適正化計画の作成状況

○644都市が立地適正化計画について具体的な取組を行っている。(令和4年12月31日時点)

○このうち、470都市が計画を作成・公表。

※令和4年12月31日までに立地適正化計画を作成・公表の都市(オレンジマーカー)、防災指針を作成・公表の都市(青太枠: 110都市)、都市機能誘導区域、居住誘導区域ともに設定した市町村(赤字: 467都市)、都市機能誘導区域のみ設定した市町村(青字: 3都市)

北海道	青森県	米沢市	常陸大宮市	埼玉県	流山市	阿賀野市	松本市	湖西市	龜山市	摂津市	島根県	柳井市	八女市	豊後大野市
札幌市	青森市	鶴岡市	那珂市	さいたま市	君津市	魚沼市	上田市	伊豆市	熊野市	高石市	松江市	美祢市	筑後市	由布市
函館市	弘前市	酒田市	坂東市	川越市	匝瑳市	南魚沼市	岡谷市	菊川市	伊賀市	東大阪市	益田市	周南市	行橋市	国東市
小樽市	八戸市	新庄市	かすみがうら市	熊谷市	酒々井町	胎内市	飯田市	伊豆の国市	朝日町	阪南市	大田市	徳島県	小郡市	玖珠町
旭川市	黒石市	寒河江市	神栖市	行田市	栄町	田上町	諏訪市	函南町	清水町	島本町	江津市	徳島市	春日市	宮崎県
室蘭市	五所川原市	上山市	神栖市	秩父市	芝山町	湯沢町	須坂市	清見町	長泉町	忠岡町	雲南市	鳴門市	宗像市	宮崎市
釧路市	十和田市	村山市	つばみらい市	所沢市	長生村	富山県	小諸市	彦根市	森町	熊取町	川本町	小松島市	太宰府市	都城市
北見市	むつ市	長井市	小美玉市	本庄市	富山市	富山市	伊那市	近江八幡市	近江八幡市	兵庫県	隠岐の島町	阿南市	朝倉市	延岡市
夕張市	天童市	天章市	小美玉市	東松山市	高岡市	駒ヶ根市	駒ヶ根市	草津市	草津市	神戸市	岡山県	吉野川市	那珂川市	日向市
網走市	野辺地町	尾花沢市	大洗町	春日部市	魚津市	中野市	大町市	豊橋市	豊橋市	姫路市	岡山市	三好市	新宮町	串間市
苫小牧市	七戸町	南陽市	城里町	狭山市	氷見市	大町市	飯山市	岡崎市	栗東市	尼崎市	倉敷市	美波町	岡垣町	西都市
稚内市	おいらせ町	中山町	東海村	鴻巣市	黒部市	飯山市	茅野市	甲賀市	甲賀市	明石市	津山市	香川県	遠賀町	三股町
美唄市	五戸町	大江町	大子町	深谷市	小矢部市	茅野市	塩尻市	野洲市	野洲市	西宮市	笠岡市	高松市	綾手町	岡富町
芦別市	階上町	大石町	阿見町	草加市	射水市	塩尻市	佐久市	瀬戸市	瀬戸市	洲本市	総社市	丸亀市	佐賀市	綾町
江別市	岩手県	真室川町	境町	蕨市	入善町	佐久市	千曲市	半田市	春日井市	高梁市	高松市	佐賀市	唐津市	川南町
士別市	盛岡市	高島町	宇都宮市	戸田市	朝日町	千曲市	安曇野市	春日井市	豊川市	新見市	高松市	唐津市	武雄市	都農町
名寄市	宮古市	白鷹町	足利市	朝霞市	瑞穂町	安曇野市	御代田町	豊川市	津島市	備前市	高松市	武雄市	高千穂町	高千穂町
三笠市	大船渡市	福島県	栃木市	志木市	神奈川県	御代田町	金沢市	津島市	刈谷市	真庭市	高松市	高松市	高千穂町	鹿児島市
根室市	花巻市	福島市	栃木市	和光市	相模原市	小松市	小松市	刈谷市	豊田市	矢掛町	高松市	高松市	高千穂町	鹿屋市
千歳市	北上市	会津若松市	佐野市	久喜市	横須賀市	輪島市	輪島市	豊田市	安城市	朝来市	高松市	高松市	高千穂町	指宿市
滝川市	二戸市	郡山市	鹿沼市	蓮田市	平塚市	加賀市	加賀市	安城市	西尾市	たつの市	高松市	高松市	高千穂町	西之表市
歌志内市	いわき市	日光市	日光市	坂戸市	鎌倉市	羽咋市	羽咋市	西尾市	蒲郡市	福崎町	高松市	高松市	高千穂町	薩摩川内市
深川市	八幡平市	小山市	真岡市	幸手市	藤沢市	白山市	野々市市	蒲郡市	犬山市	福崎町	高松市	高松市	高千穂町	曾於市
富良野市	奥州市	大田原市	大田原市	鶴ヶ島市	日高市	野々市市	穴水町	犬山市	江南市	福崎町	高松市	高松市	高千穂町	霧島市
登別市	山田町	矢板市	矢板市	山田町	白岡市	穴水町	穴水町	江南市	小牧市	福崎町	高松市	高松市	高千穂町	いちき串木野市
北広島市	野田村	那須塩原市	那須塩原市	福井県	三芳町	福井市	福井市	小牧市	稲沢市	福崎町	高松市	高松市	高千穂町	南さつま市
石狩市	宮城県	さくら市	那須塩原市	福井市	毛呂山町	敦賀市	敦賀市	稲沢市	新城市	福崎町	高松市	高松市	高千穂町	奄美市
当別町	仙台市	那須塩原市	那須塩原市	福井市	越前市	小浜市	小浜市	新城市	東海市	福崎町	高松市	高松市	高千穂町	始良市
福島町	石巻市	那須塩原市	那須塩原市	福井市	越前市	大野市	大野市	東海市	大府市	福崎町	高松市	高松市	高千穂町	徳之島町
七飯町	気仙沼市	下野市	下野市	福井市	益子町	勝山市	勝山市	大府市	知多市	福崎町	高松市	高松市	高千穂町	石垣市
八雲町	白石市	益子町	益子町	福井市	茂木町	鯖江市	あわら市	知多市	知立市	福崎町	高松市	高松市	高千穂町	
長万部町	登米市	茂木町	茂木町	福井市	芳賀町	あわら市	あわら市	知立市	尾張旭市	福崎町	高松市	高松市	高千穂町	
江差町	栗原市	芳賀町	芳賀町	福井市	上里町	越前市	越前市	尾張旭市	豊明市	福崎町	高松市	高松市	高千穂町	
古平町	大崎市	上里町	上里町	福井市	寄居町	越前市	越前市	豊明市	池田市	福崎町	高松市	高松市	高千穂町	
余市町	富谷市	寄居町	寄居町	福井市	前橋市	坂井市	坂井市	池田市	尾張旭市	福崎町	高松市	高松市	高千穂町	
南幌町	柴田町	前橋市	前橋市	福井市	高崎市	越前町	越前町	尾張旭市	豊明市	福崎町	高松市	高松市	高千穂町	
栗山町	秋田県	高崎市	高崎市	福井市	桐生市	越前町	越前町	豊明市	池田市	福崎町	高松市	高松市	高千穂町	
鷹栖町	秋田市	桐生市	桐生市	福井市	伊勢崎市	越前町	越前町	池田市	尾張旭市	福崎町	高松市	高松市	高千穂町	
東神楽町	能代市	伊勢崎市	伊勢崎市	福井市	太田市	越前町	越前町	尾張旭市	豊明市	福崎町	高松市	高松市	高千穂町	
斜里町	横手市	太田市	太田市	福井市	館林市	越前町	越前町	尾張旭市	池田市	福崎町	高松市	高松市	高千穂町	
白老町	大館市	館林市	館林市	福井市	渋川市	越前町	越前町	尾張旭市	池田市	福崎町	高松市	高松市	高千穂町	
厚真町	湯沢市	渋川市	高萩市	福井市	藤岡市	越前町	越前町	尾張旭市	池田市	福崎町	高松市	高松市	高千穂町	
安平町	笠岡市	藤岡市	富岡市	福井市	富岡市	越前町	越前町	尾張旭市	池田市	福崎町	高松市	高松市	高千穂町	
新得町	取手市	富岡市	吉岡町	福井市	吉岡町	越前町	越前町	尾張旭市	池田市	福崎町	高松市	高松市	高千穂町	
芽室町	牛久市	吉岡町	つばき市	福井市	つばき市	越前町	越前町	尾張旭市	池田市	福崎町	高松市	高松市	高千穂町	
足寄町	ひたちなか市	つばき市	ひたちなか市	福井市	ひたちなか市	越前町	越前町	尾張旭市	池田市	福崎町	高松市	高松市	高千穂町	
弟子屈町	守谷市	守谷市	守谷市	福井市	守谷市	越前町	越前町	尾張旭市	池田市	福崎町	高松市	高松市	高千穂町	

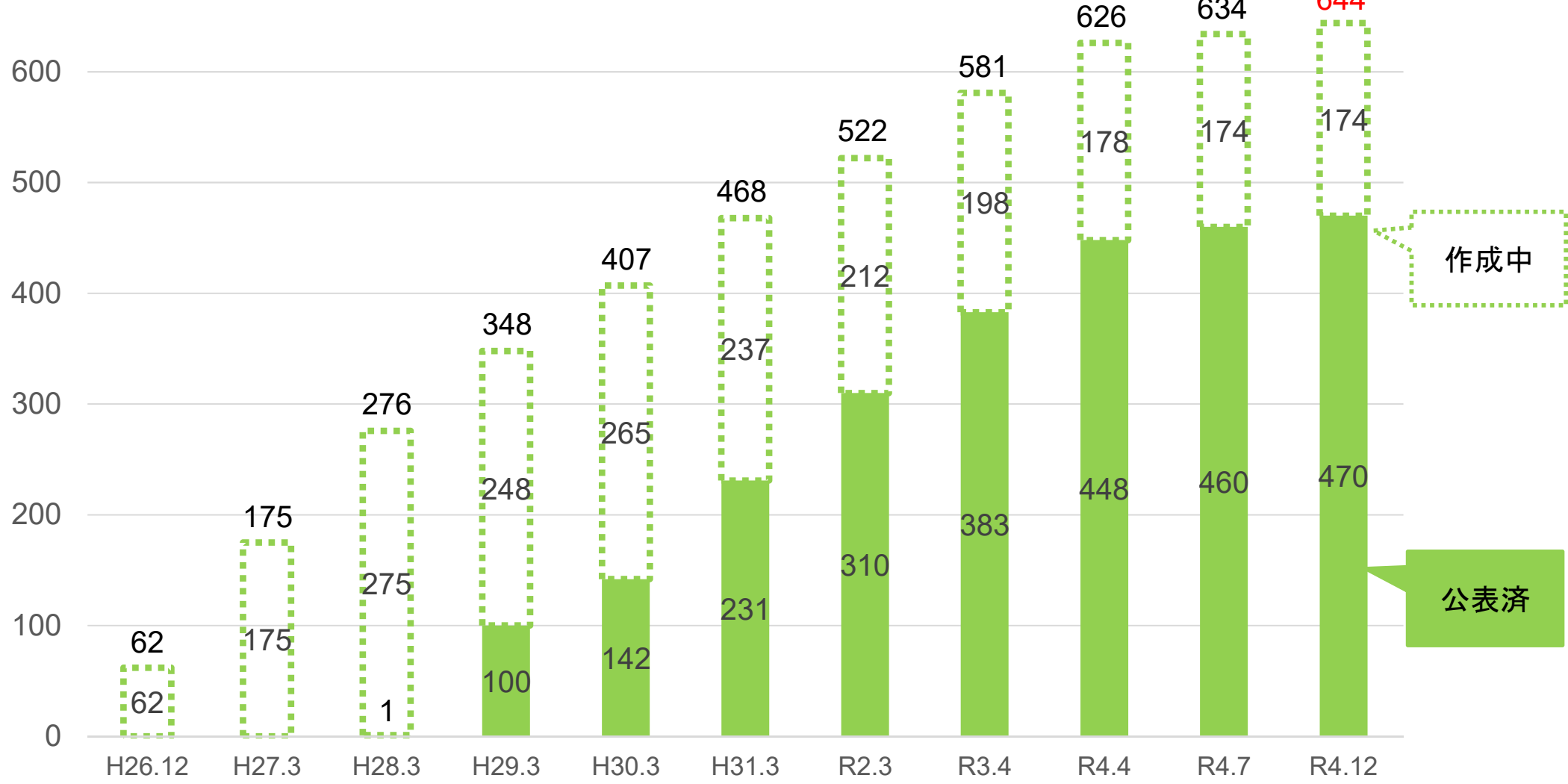
合計
644都市

立地適正化計画作成市町村数の推移

○**644都市**が立地適正化計画について具体的な取組を行っている。(令和4年12月31日時点)
 ○このうち、**470都市**が計画を作成・公表。

都市数

【立地適正化計画の作成に取り組む市町村数の推移】



地域再生制度の概要

主な支援措置メニュー

○ 地域再生法（平成17年法律第24号）

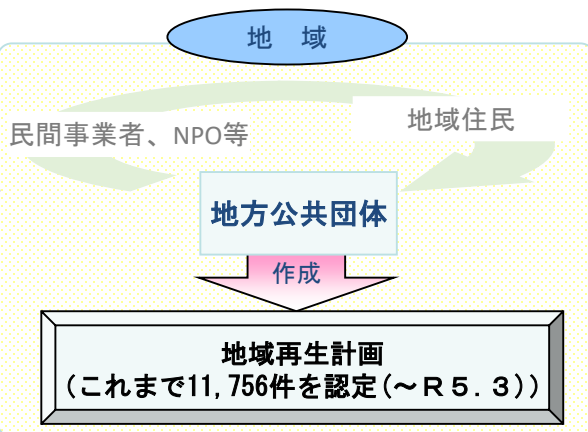
- 地方公共団体が作成する**地域再生計画**を内閣総理大臣が認定し、認定計画に基づく措置を通じて、自主的・自立的な地域の活力の再生に関する取組を支援
- 地域再生の施策は、「**就業の機会の創出**」「**経済基盤の強化**」「**生活環境の整備**」が3本柱
- 地域再生法は、**各府省横断的・総合的な施策**を乗せる共通プラットフォームとして機能
- 計画認定には、**地域再生基本方針（閣議決定）**への適合を確認

○ 地域再生計画の認定プロセス

国
内閣総理大臣認定
関係行政機関の同意

認定

支援



計画申請は年3回
申請から3月以内に認定



- 平成17年の法制定以降、**8度の法改正**（H19,20,24,26,27,28,30,R1）により、支援措置メニューを充実
- 特に、**平成26年からの地方創生の流れ**に呼応し、支援措置メニューの強化が加速
- 地方創生全体の方向性を定める「**まち・ひと・しごと創生法**」（平成26年法律第136号）と、個別地域における具体的な支援措置を提供する「**地域再生法**」の2法が両輪となって地方創生を推進

① デジタル田園都市国家構想交付金

（地方創生推進タイプ／地方創生拠点整備タイプ）（R4創設）

（注）地方創生推進交付金（H28創設）、地方創生拠点整備交付金（H28創設）、地方創生整備推進交付金（道・汚水処理施設・港）（H17創設、H28改正）等を新たに位置付けたもの。

② 企業版ふるさと納税（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業）（H28創設）

③ 地域再生支援利子補給金（H20創設）

④ 企業の地方拠点強化の促進に係る課税の特例等

（地方活力向上地域等特定業務施設整備事業）（H27創設、H30改正）

⑤ 地域再生エリアマネジメント負担金

（地域来訪者等利便増進活動計画）（H30創設）

⑥ 商店街活性化促進事業（H30創設）

⑦ 「小さな拠点」の形成に係る手続・課税の特例

（地域再生土地利用計画）（H27創設）（小さな拠点税制）（H28創設、H30改正）

⑧ 生涯活躍のまち形成事業（H28創設）

⑨ 地域住宅団地再生事業（R1創設）

⑩ 既存住宅活用農村地域等移住促進事業（R1創設）

⑪ 民間資金等活用公共施設等整備事業

（民間資金等活用事業推進機構（PFI推進機構）の業務特例）（R1創設）

⑫ 補助対象施設の有効活用

（財産処分制限に係る承認手続の特例）（H17創設） 等

1 法施行状況について

(3) 認定基本計画の運用状況

中心市街地活性化基本計画認定市町村一覧：153団体（令和5年4月：52団体※53計画）

令和5年4月現在で、153団体（累計276計画）が認定（②、③、④は認定の回数）を受ける。黒字は計画期間終了の自治体。

赤字は取組実施中の自治体（下線付きは令和5年度で期間終了）。

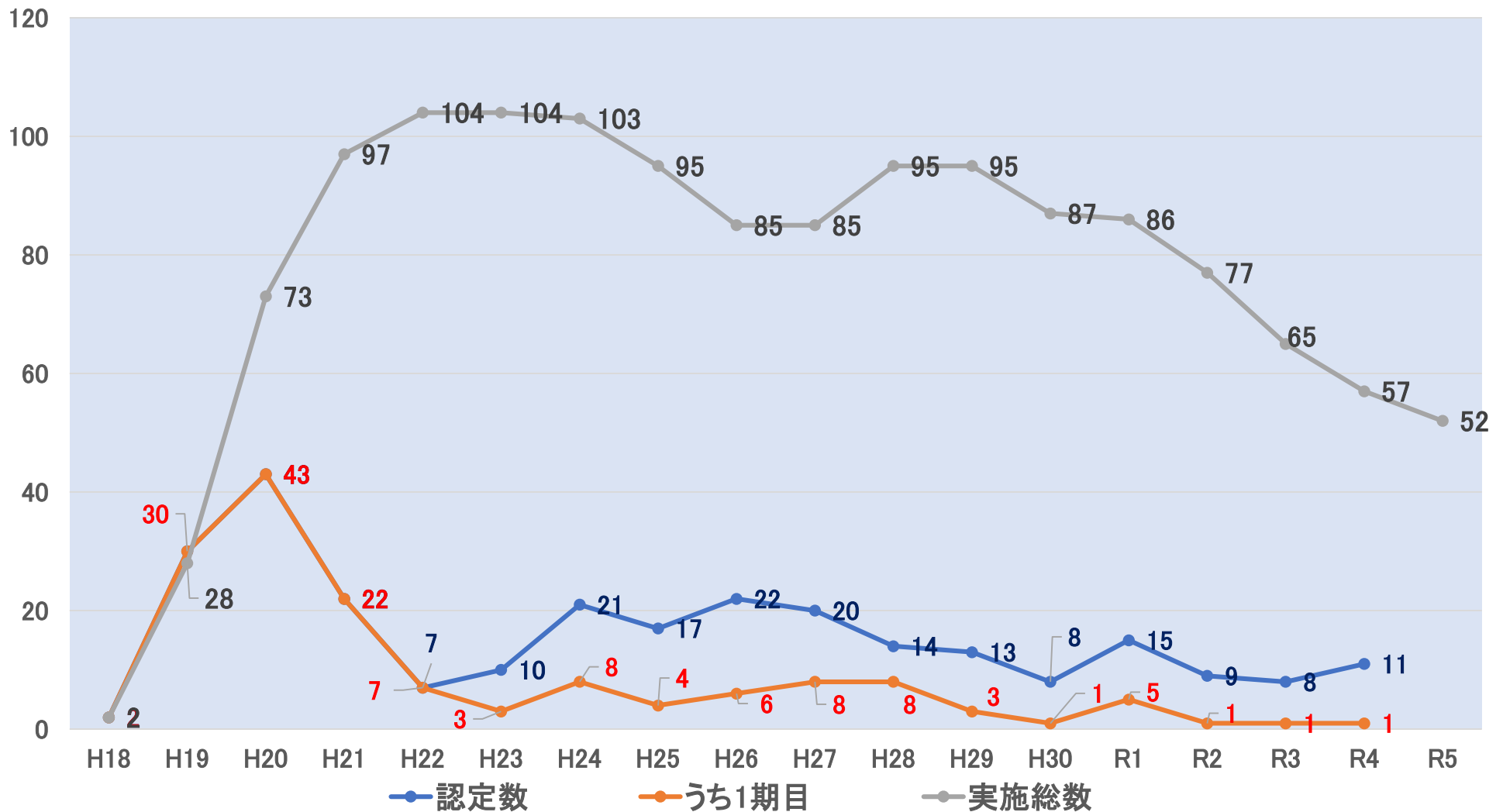
※静岡市が2計画実施中のため団体数と計画数が異なる

北海道	函館市、小樽市、旭川市、 帯広市③ 、北見市、岩見沢市②、稚内市、滝川市、砂川市、富良野市②	滋賀県	大津市②、長浜市②、 草津市② 、守山市②、 東近江市②
		京都府	福知山市②
青森県	青森市②、弘前市②、 八戸市③ 、 黒石市 、 土和田市② 、三沢市	大阪府	堺市、高槻市②、 茨木市
岩手県	盛岡市②、久慈市②、遠野市②	兵庫県	神戸市（新長田）、 姫路市③ 、尼崎市、明石市②、 伊丹市③ 、宝塚市、 川西市③ 、丹波市②
宮城県	石巻市③		
秋田県	秋田市②、大仙市	奈良県	奈良市
山形県	山形市③ 、鶴岡市②、酒田市②、上山市②、 長井市②	和歌山県	和歌山市、田辺市
福島県	福島市③ 、会津若松市、いわき市、白河市②、 須賀川市②	鳥取県	鳥取市④ 、米子市②、 倉吉市②
茨城県	水戸市② 、 土浦市② 、石岡市、 鹿嶋市	島根県	松江市③ 、江津市、雲南市
栃木県	日光市、大田原市	岡山県	倉敷市③ 、津山市、玉野市
群馬県	高崎市③	広島県	三原市② 、府中市②
埼玉県	川越市②、蕨市、寄居町、 志木市	山口県	下関市、 宇部市 、 山口市③ 、岩国市、 周南市②
千葉県	千葉市、 木更津市 、柏市②	徳島県	徳島市
東京都	八王子市② 、青梅市、府中市	香川県	高松市③
神奈川県	小田原市	愛媛県	松山市③ 、西条市
新潟県	新潟市、 長岡市③ 、十日町市、上越市（高田）	高知県	高知市③ 、四万十市
富山県	富山市④ 、 高岡市④	福岡県	北九州市（小倉・黒崎）、大牟田市、久留米市②、直方市、飯塚市
石川県	金沢市④	佐賀県	唐津市②、小城市、基山町
福井県	福井市②、敦賀市、大野市②、越前市②	長崎県	長崎市② 、諫早市②、大村市
山梨県	甲府市②	熊本県	熊本市④ 、熊本市（植木）、八代市、山鹿市、 益城町
長野県	長野市②、上田市②、 飯田市③ 、塩尻市	大分県	大分市④ 、別府市、佐伯市②、竹田市、豊後高田市②
岐阜県	岐阜市④ 、 大垣市③ 、高山市、 中津川市②	宮崎県	宮崎市、日南市、小林市、日向市
静岡県	静岡市（静岡・清水）③ 、浜松市②、沼津市、 島田市 、掛川市②、 藤枝市④	鹿児島県	鹿児島市③ 、奄美市
愛知県	名古屋市、豊橋市②、 豊田市④ 、安城市、東海市、田原市	沖縄県	沖縄市②
三重県	伊勢市② 、伊賀市		

中心市街地活性化基本計画の認定状況

- 中心市街地活性化基本計画の認定を受けている自治体は、年々減少し、令和5年度は52自治体。
- 複数回の認定を受ける自治体が多く、4期目の認定を受ける自治体(9自治体:令和4年度末時点)も出てきている。

【中心市街地活性化基本計画の認定状況】



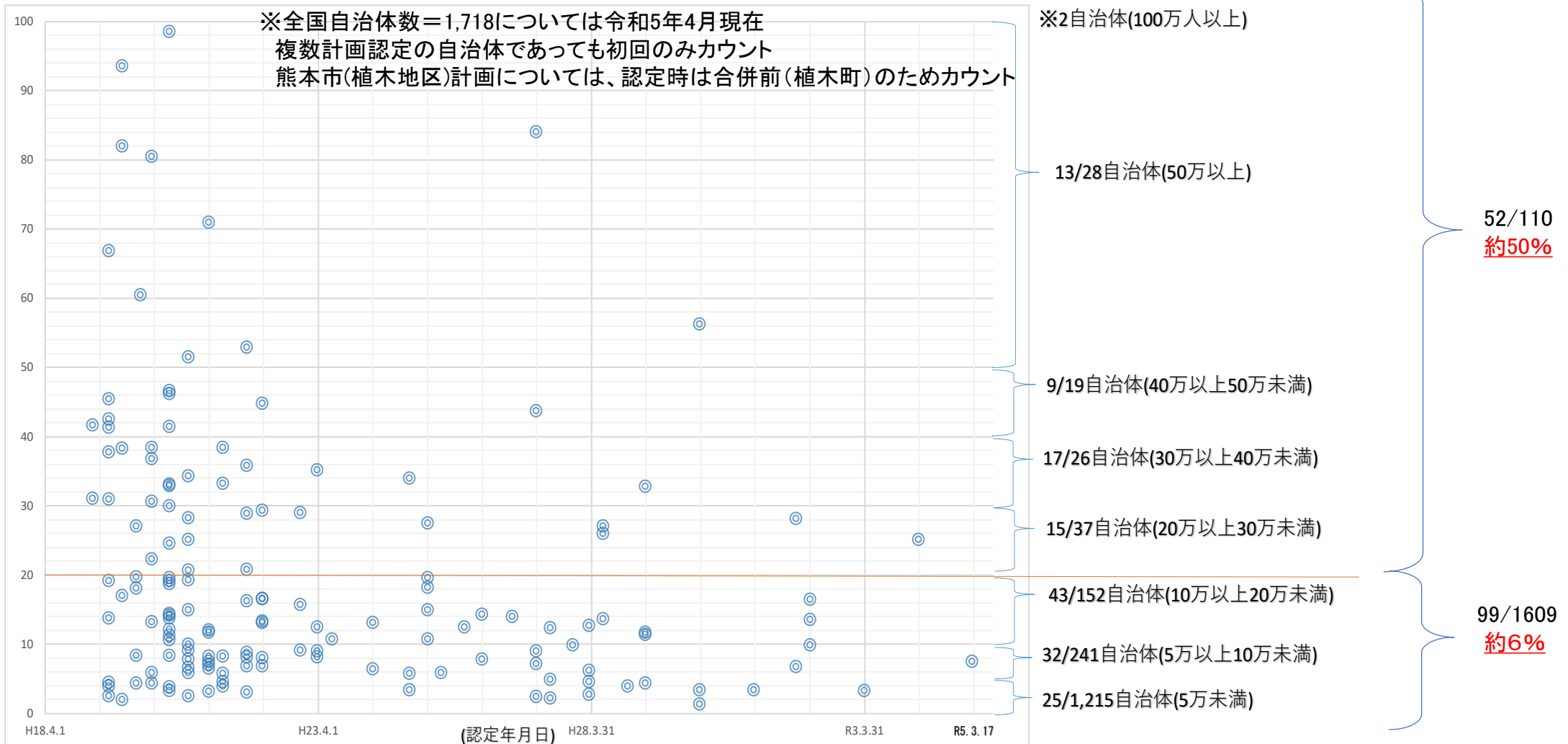
※1: 1年度内に自治体が複数計画を策定した場合や、切り替えがあった場合1カウントとした。
 ※2: 認定年度と計画稼働開始年度は異なる場合がある。
 ※3: 複数計画を作成した自治体は3自治体(熊本市、北九州市、静岡市)

中心市街地活性化基本計画の認定状況(人口規模別)

- 人口20万人以上の自治体のうち、約50%が中心市街地活性化基本計画の認定を受けている。
- 一方で、人口20万人未満の自治体では、約6%にとどまっている。

自治体人口別の初回基本計画認定状況

(万人)



これまでの中心市街地活性化基本計画作成自治体(153団体)の人口規模別一覧及び各都市計画等との関連(R5.4現在)

自治体人口 (認定時点)	自治体名	
	計画実施中自治体	計画終了自治体
30万人以上	高崎市③、八王子市②、富山市④(連)、金沢市④(連)、岐阜市④(連)、静岡市③(連)、豊田市④、姫路市③(連)、倉敷市③(連)、高松市③(連)(定)、松山市③(連)、高知市③(連)(定)、長崎市②(連)(定)、熊本市④(連)、大分市④(連)、鹿児島市③(連) 全16自治体	旭川市(定)、青森市②、盛岡市②(連)、秋田市②、いわき市、千葉市、川越市②、柏市②、新潟市、長野市②(連)、浜松市②、名古屋市、豊橋市②、大津市②、堺市、高槻市②、神戸市、尼崎市、奈良市、和歌山市、北九州市、久留米市②(連)(定)、宮崎市 全23自治体
10万人以上	帯広市③(定)、八戸市③(定)、石巻市③(定)、山形市③(定)、福島市③、長岡市③(定)、土浦市②、水戸市②(定)、木更津市、高岡市④(連)、大垣市③、藤枝市④、伊勢市②(定)、草津市②、東近江市②(定)、茨木市、伊丹市③、川西市③、鳥取市④(連)(定)、松江市③(定)、山口市③(連)(定)、宇部市(連)、周南市②、徳島市(定) 全24自治体	函館市(定)、小樽市(定)、北見市、弘前市②(定)、鶴岡市②、酒田市②(定)、会津若松市、青梅市、東京都府中市、小田原市、上越市、福井市②、甲府市②、上田市②(定)、沼津市、掛川市②、安城市、東海市、伊賀市、長浜市②(定)、明石市②、宝塚市、米子市②(定)、津山市(定)、下関市(定)、岩国市、西条市、大牟田市(定)、飯塚市、唐津市②(定)、諫早市②、八代市、別府市、沖縄市② 全34自治体
5万人以上	十和田市②、須賀川市②、鹿嶋市、志木市、飯田市③(定)、中津川市②、島田市、三原市②(定) 全8自治体	岩見沢市②、大仙市(定)、白河市②(定)、石岡市、日光市(定)、蕨市、大田原市(定)、十日町市、敦賀市、越前市②、塩尻市、高山市、田原市、守山市②、福知山市②、丹波市②、田辺市、玉野市、直方市、大村市、山鹿市(定)、佐伯市②、日向市、日南市 全24自治体
5万人未満	黒石市、長井市②、倉吉市②(定)、益城町 全4自治体	稚内市(定)、滝川市、砂川市、富良野市②(定)、三沢市(定)、久慈市②、遠野市②、上山市②、寄居町、大野市②、江津市、雲南市、広島県府中市②、四万十市(定)、小城市、基山町、熊本市(植木)、竹田市、豊後高田市②、小林市、奄美市 全21自治体

○連携中枢都市圏を形成している連携中枢都市は、17団体。(R4.11現在)

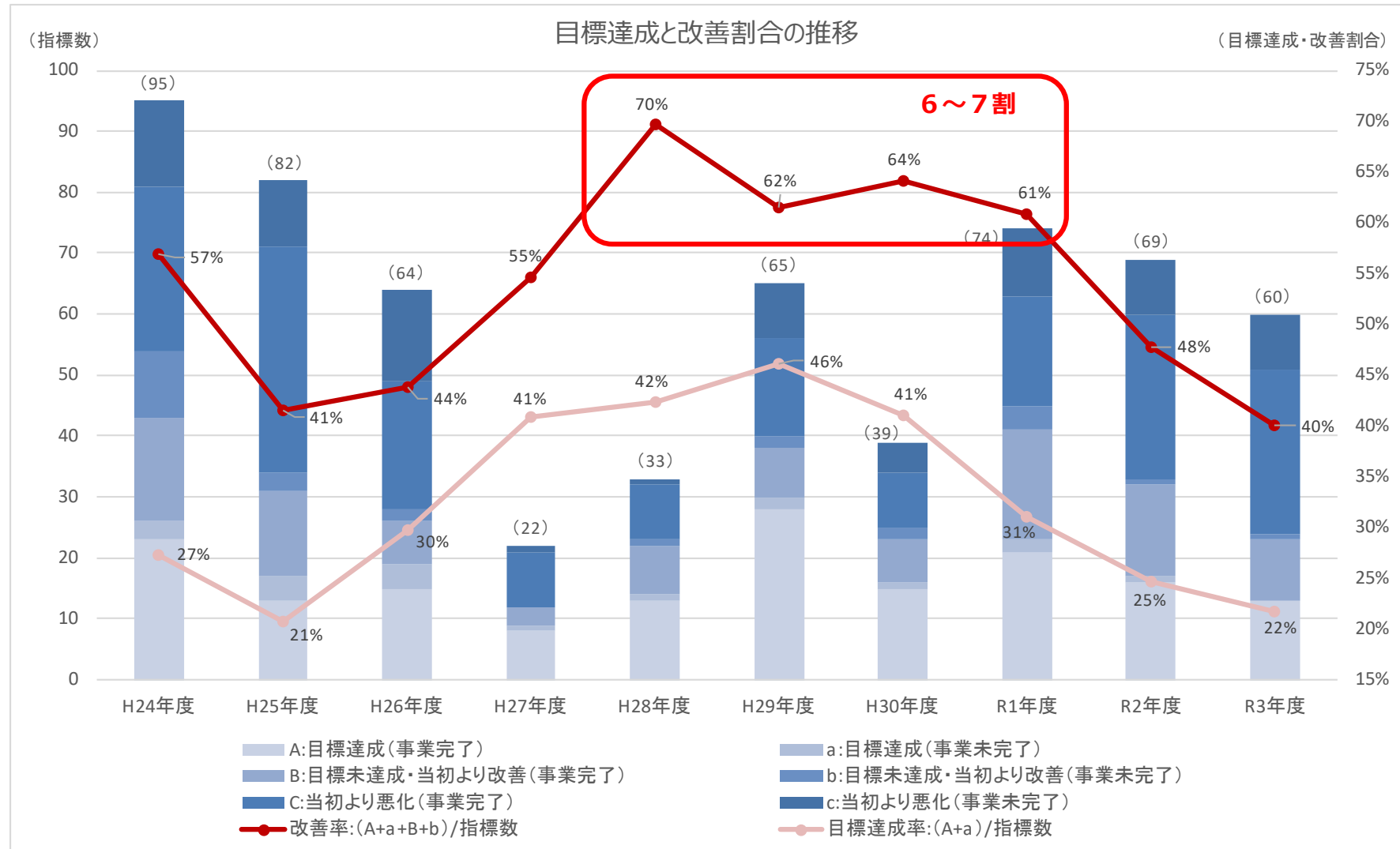
○定住自立圏を形成している中心市は、18団体。(連携中枢都市を含む。R4.11現在)

②、③、④はそれぞれ2.3.4期計画の認定を受けた自治体
 連携中枢都市=(連)、定住自立圏中心市=(定)
 ※熊本市の植木地区については認定時には合併前のため、カウント。

目標指標の達成率と改善率の推移

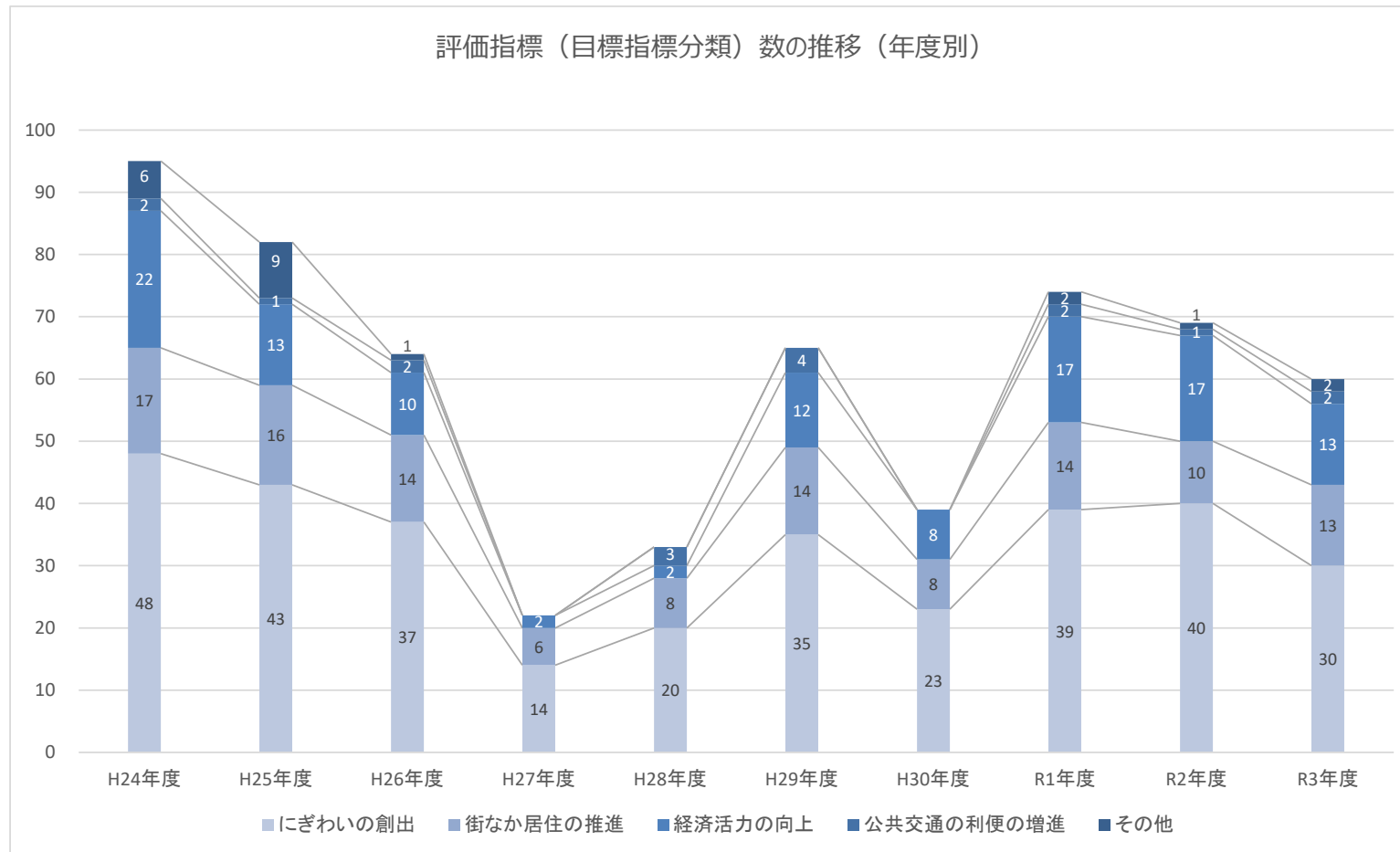
- 中心市街地活性化プログラムでは、目標指標について改善率70%を目標としている。
- 改善率は、新型コロナウイルス感染症の影響前は概ね6～7割で推移していたが、コロナ後は大きく低下。

※「改善率」・・・最終フォローアップ対象の指標のうち、計画当初(基準値)より改善した指標が占める割合
 ※「指標数」・・・各年度の最終フォローアップの対象となる自治体の各計画における目標指標の合計数



目標指標数の推移(分類別)

○ 目標指標を分類すると、「にぎわいの創出」関連が最も多く設定され、次いで「街なか居住の推進」、「経済活力の向上」関連の指標が設定されている。一方で、「公共交通の利便の増進」関連は、ほとんどの計画で設定されていない。

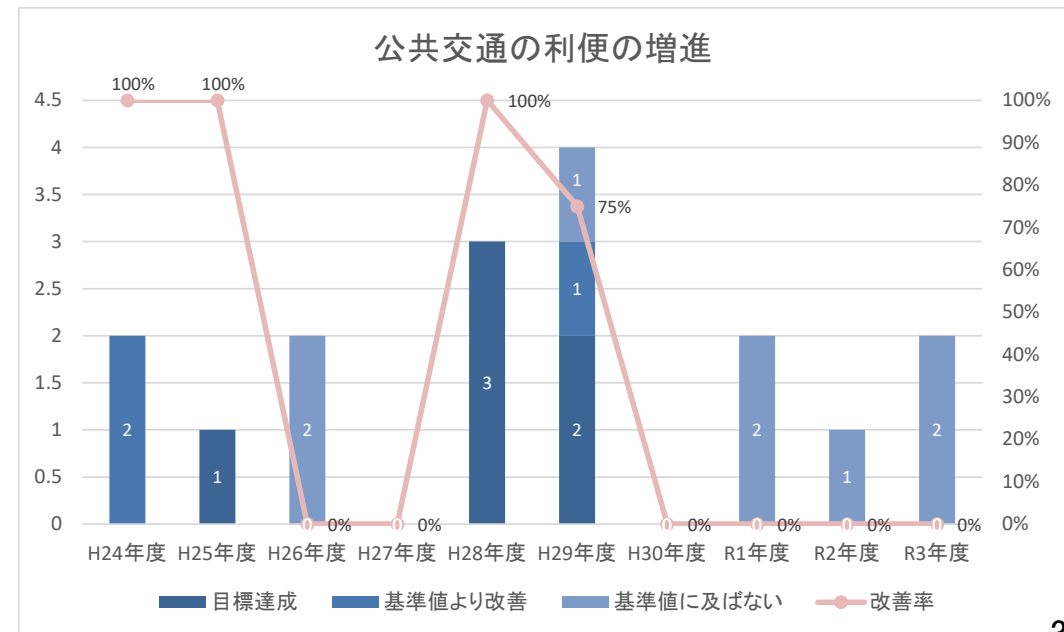
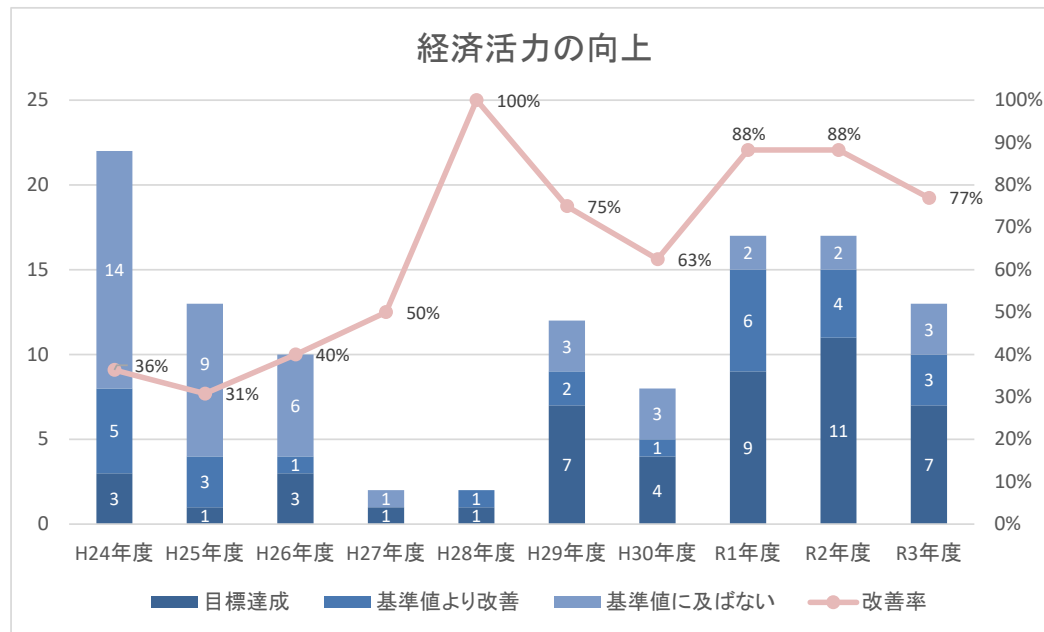
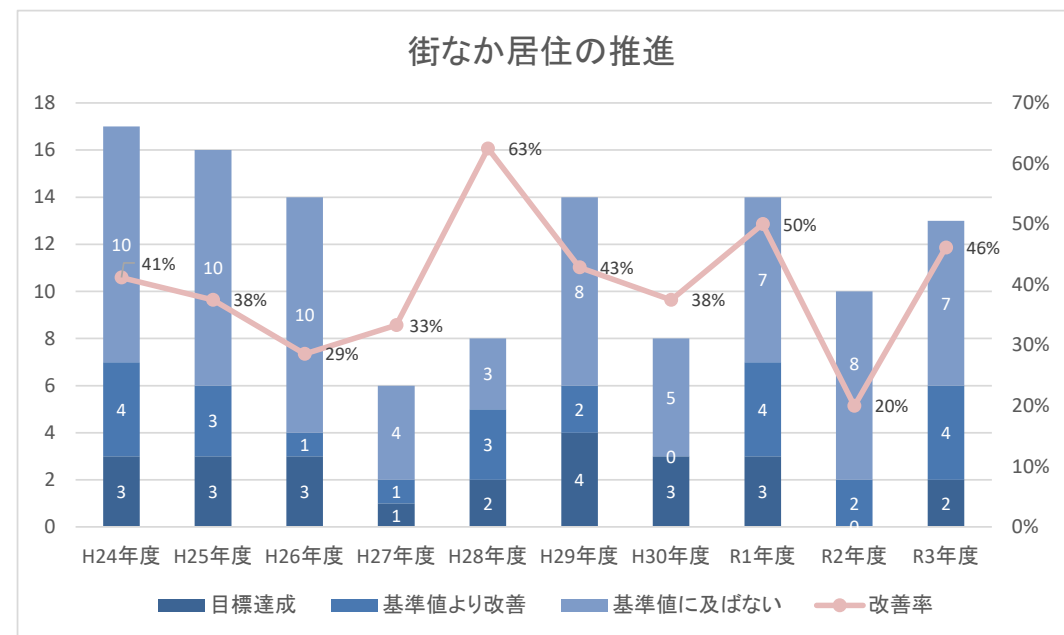
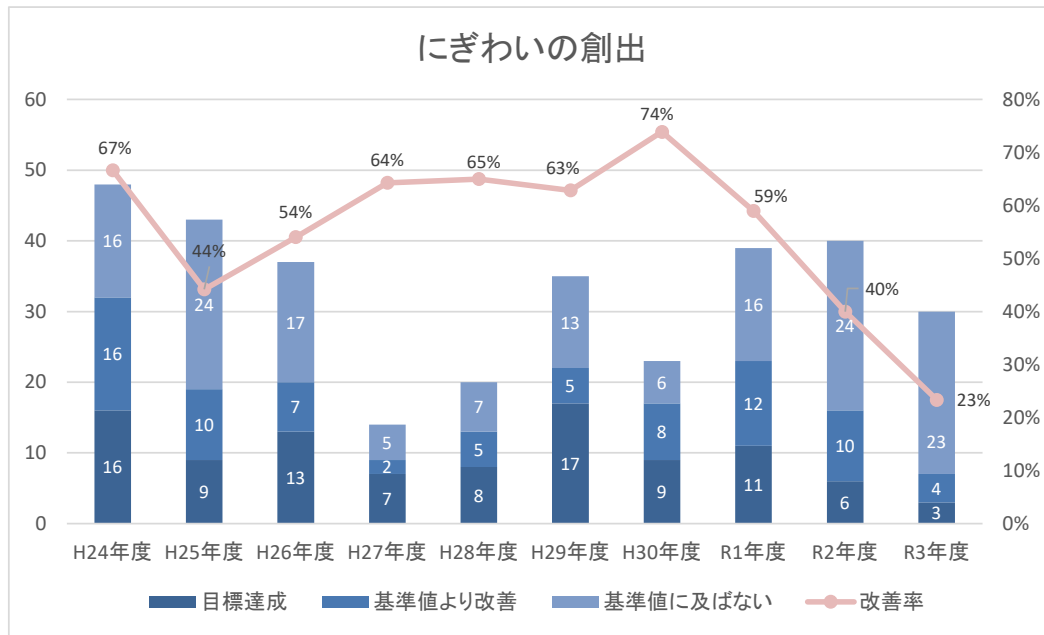


目標指標分類	主な目標指標	全体に対する割合
①にぎわいの創出	歩行者・自転車通行量、観光・文化施設利用者数 等	54%
②街なか居住の推進	居住人口、社会増減、市全体の人口に対する中心市街地の人口の割合 等	19%
③経済活力の向上	空き店舗数、新規創業者数、小売業年間商品販売額 等	22%
④公共交通の利便の増進	駅乗降客数 等	3%
⑤その他	上記以外	2%

※過去5年間（H29～R3）の数値を基に算出

目標指標分類別の目標達成数と改善数

○「経済活力の向上」関連指標の改善率は高いが、「にぎわいの創出」、「街なか居住の推進」、「公共交通の利便の増進」の改善率は、コロナ等の影響もあり、近年は低くなっている傾向。



現在実施中の中心市街地活性化基本計画作成自治体(52団体)の人口規模別一覧及び立地適正化計画との関連(R5.4現在)

自治体人口 (認定時点)	立地適正化計画作成済み (R5. 4. 1現在)	立地適正化計画作成予定 (R5. 4. 1現在)	立地適正化計画取組なし (R5. 4. 1現在)
30万人以上	富山市④、金沢市④、岐阜市④、静岡市③、 豊田市④、姫路市③、倉敷市③、 高松市③、松山市③、高知市③、 長崎市②、熊本市④、大分市④、 鹿児島市③、八王子市②、高崎市③		
10万人以上	八戸市③、山形市③、 福島市③、長岡市③、土浦市②、 水戸市②、木更津市、高岡市④、 大垣市③、藤枝市④、伊勢市②、 草津市②、東近江市②、茨木市、 松江市③、山口市③、宇部市、 周南市②、徳島市	鳥取市④	帯広市③、石巻市③、伊丹市③、 川西市③、
5万人以上	十和田市②、須賀川市②、志木市、飯田市 ③、中津川市②、三原市②	島田市	鹿嶋市
5万人未満	黒石市、長井市②	益城町	倉吉市②

○立地適正化計画作成自治体は、43団体。同計画作成予定自治体は、3団体。(R5.4.1現在)

②は2期計画の認定を受けた自治体
③は3期計画の認定を受けた自治体
④は4期計画の認定を受けた自治体

➤中活制度を活用する理由

- ・ 国のハンズオン支援を受けられる。
- ・ 暮らし・にぎわい再生事業や中活ソフト事業といった財政上の支援を受けたい。
- ・ 中心市街地活性化協議会等により、地域の関係主体と繋がる場を作れる。 等

➤中活制度を活用しない理由

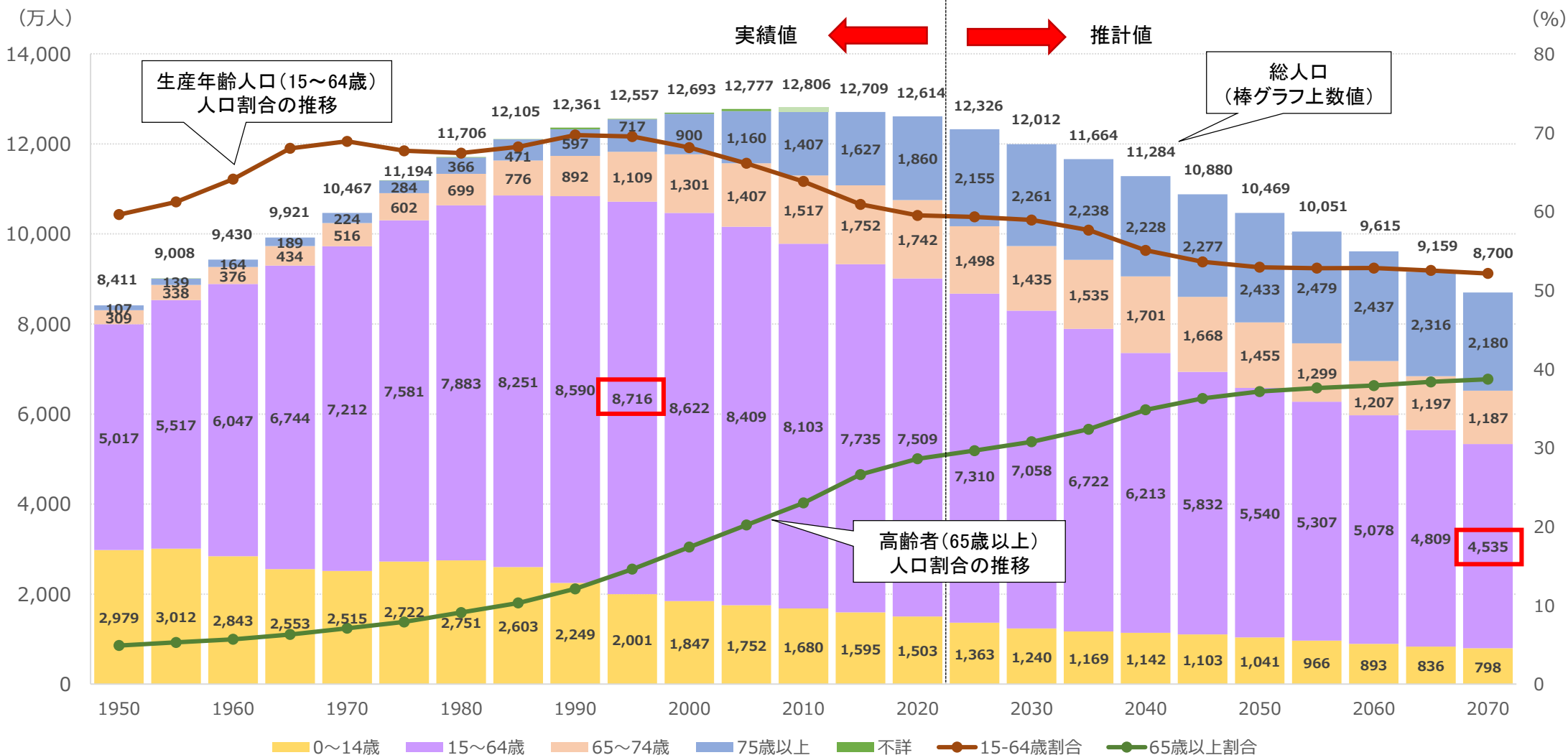
- ・ 中心市街地活性化に携わる自治体の人員が限られる中、計画策定の負担が大きく、認定までのハードルが高い。
- ・ 一方で、中活認定を取らないと受けられない支援措置は少ないなど、財政上のメリットが小さい。
- ・ 準工業地域に大規模集客施設を誘致しており、中活制度を活用できない。
- ・ まちづくりの現場の担い手が不足しており、効果的な事業実施につながらない。 等

2 社会情勢の変化について

1. 人口減少と高齢化の進展
2. 地方から大都市への若者の流出
3. 東京圏からの男女別転入超過数の推移
4. 地方部における人口の継続的減少
5. 自家用乗用車の普及
6. 空き家の増加
7. 小売業と百貨店の状況
8. BtoC-EC市場規模の経年推移
9. 商店街における課題(①後継者問題・②空き店舗問題)
10. 訪日外国人旅行者の状況
11. 女性の社会進出
12. 子育て支援施設数の推移
13. 自由時間の過ごし方・自由時間が増えたら
14. 地方移住への関心
15. 地域別のテレワーク実施率
16. 家族と過ごす時間の変化
17. デジタル田園都市国家構想

1. 人口減少と高齢化の進展

- 我が国の人口は、現在の約1億2千万人から、2070年に約8千7百万人まで減少と推計。
- 約2.6人に1人が65歳以上、約4人に1人が75歳以上の社会に。
- 生産年齢人口(15～64歳)は、ピーク時の1995年と比べ、2070年にはおよそ半減となる見込み。

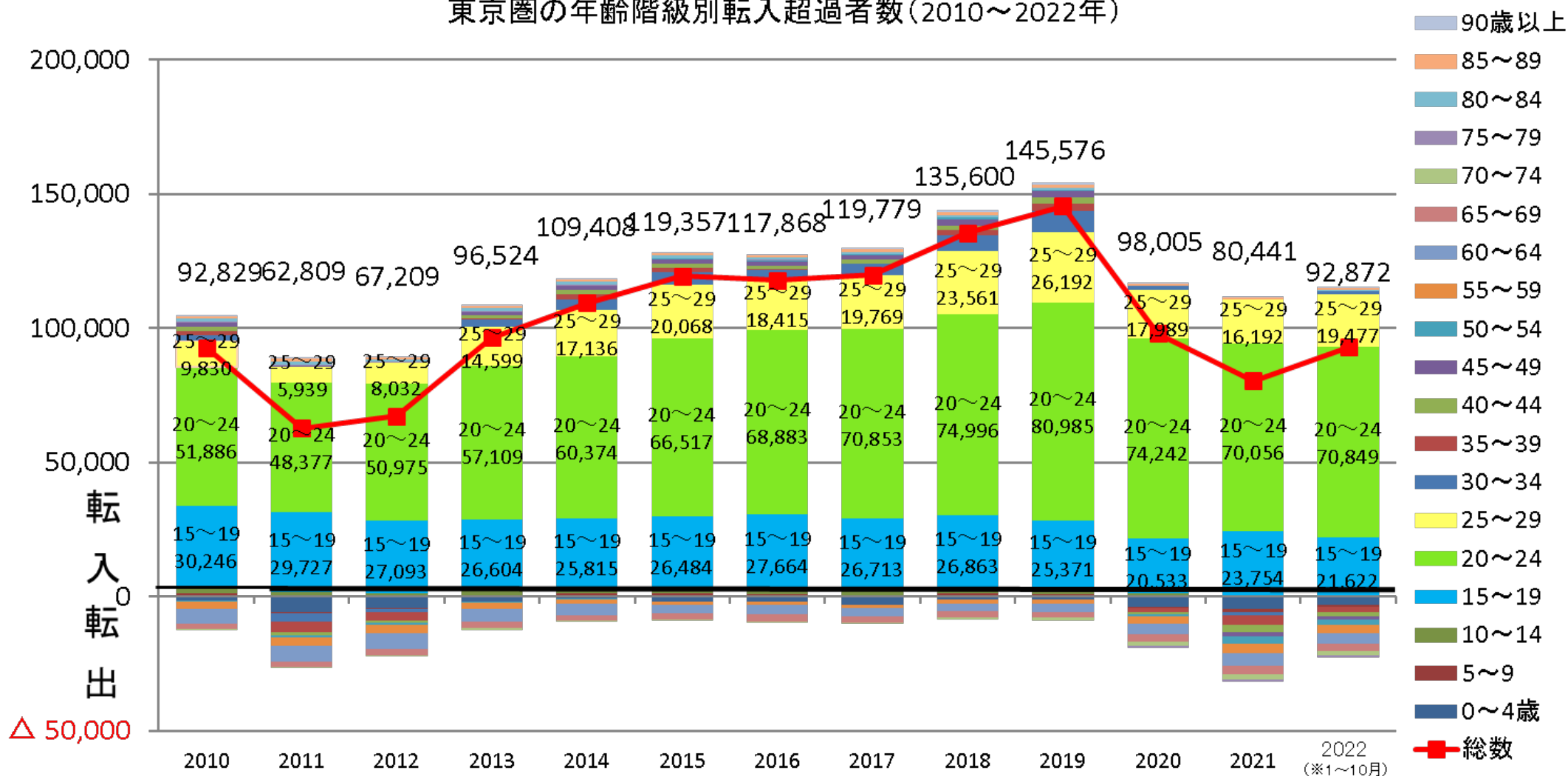


資料: 2020年までは総務省「国勢調査」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果を基に作成。

2. 地方から大都市への若者の流出

- 2021年の東京圏の転入超過数は8.0万人。2022年は9.3万人（※1～10月の合計）。
- 東京圏への転入超過数の大半を10代後半、20代の若者が占めており、大学等への進学や就職が一つのきっかけになっているものと考えられる。
- 2022年に入り、東京圏の転入超過数は2021年と比較してやや増加している。

東京圏の年齢階級別転入超過者数(2010～2022年)

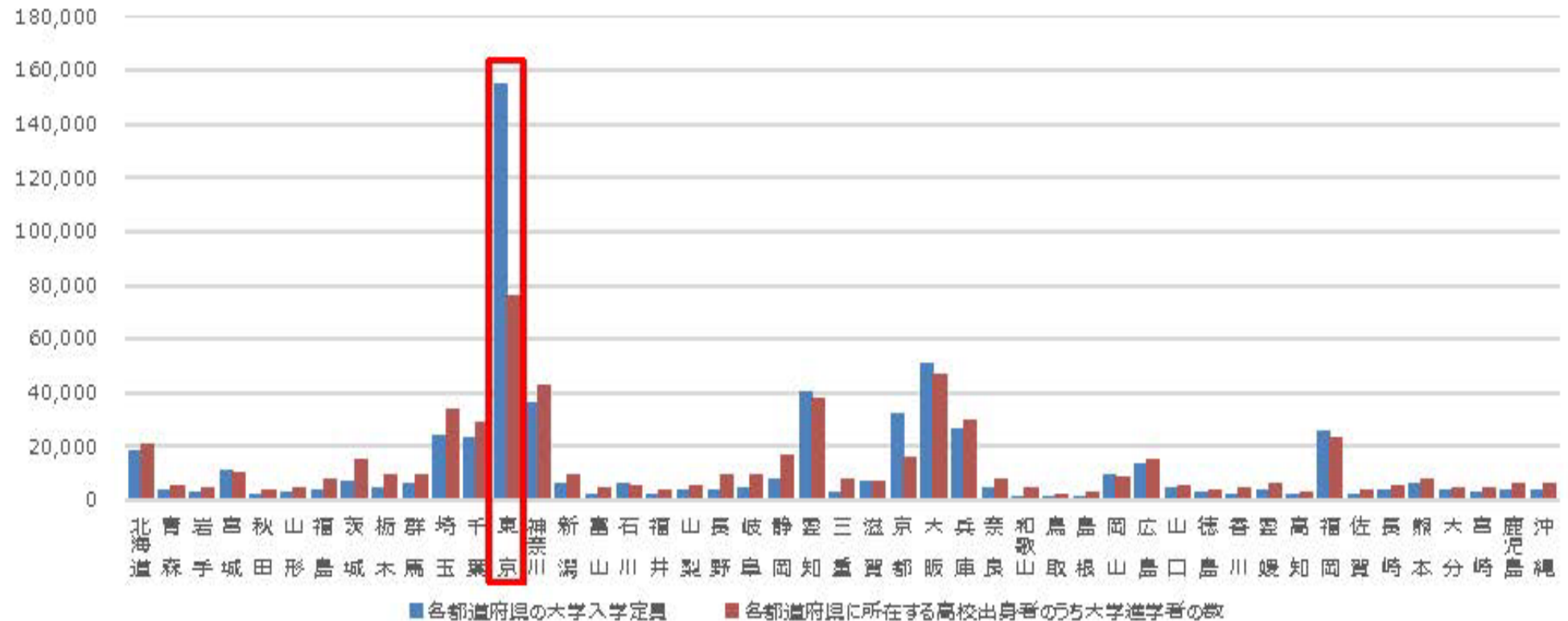


資料出所:総務省「住民基本台帳人口移動報告」(2010年—2022年/日本人移動者)

参考：都道府県別の大学入学定員と県内高校大学進学者数の比較

○ 東京都の大学入学定員が突出して高く、大学に進学した東京都の高校出身者数より約8万人多い。

都道府県別の大学入学定員と県内高校大学進学者数



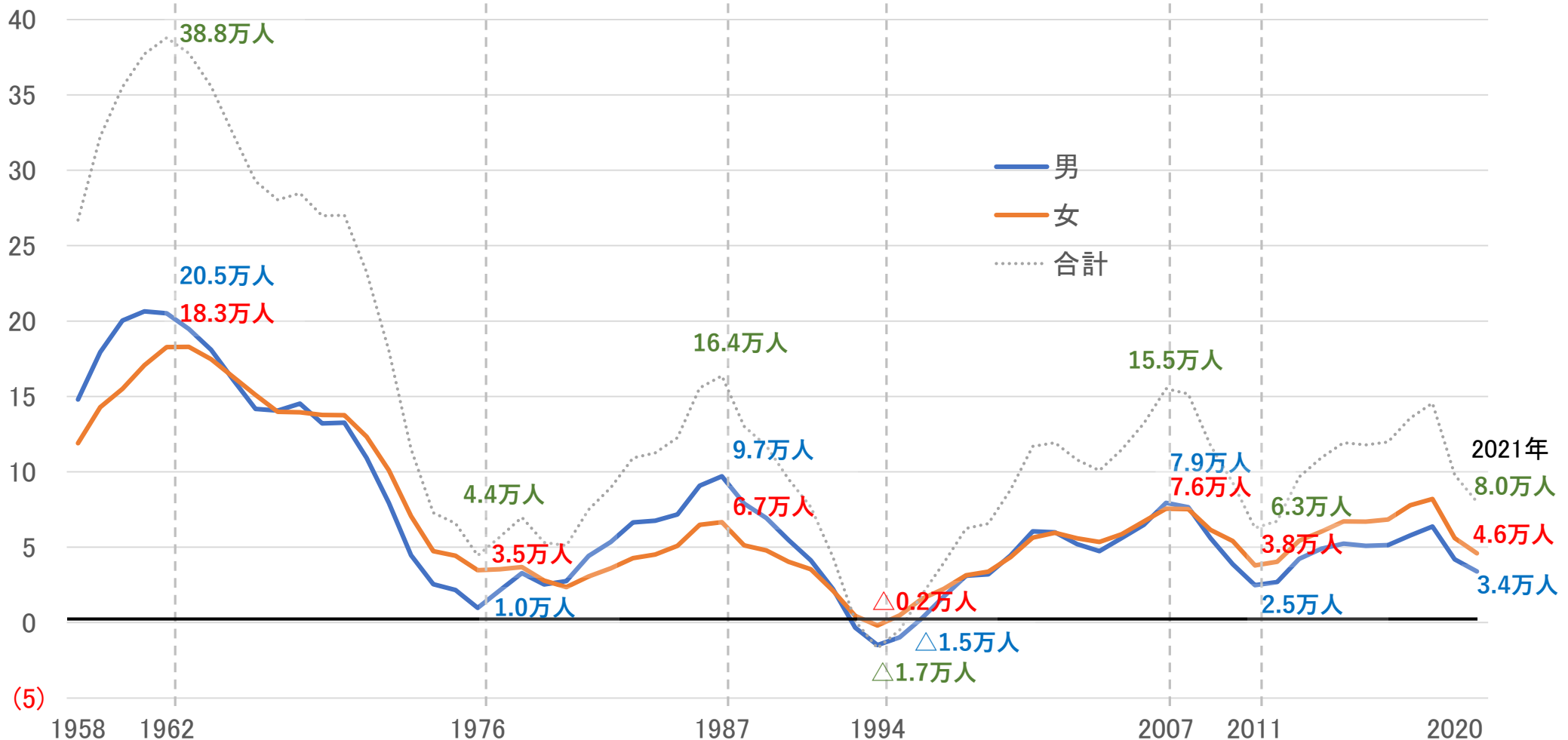
出典：大学入学定員数(2016年)は文部科学省調べ「地方における若者の修学・就業の促進に向けてー地方創生に資する大学改革ー(最終報告)」参考資料より
 大学進学者数(2016年)は文部科学省「学校基本統計」より国土政策局作成

3. 東京圏の男女別転入超過数の推移

- 男女の転入超過数の増減の傾向は、おおむね一致している。
- 近年は、女性の転入超過数が男性を上回る傾向にある。

東京圏への男女別転入超過数の推移(1958～2021年)

(転入超過数 万人)

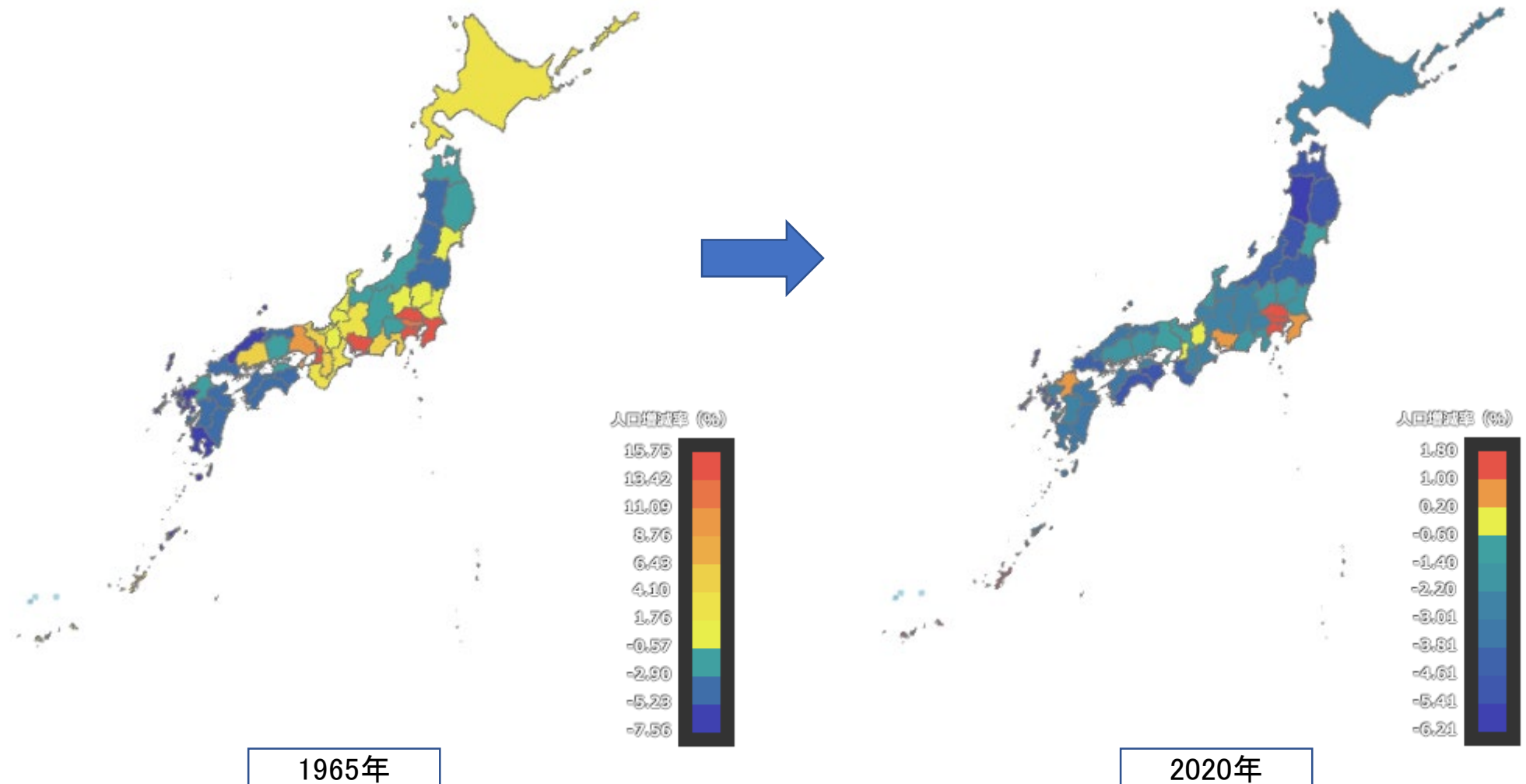


出典:総務省「住民基本台帳人口移動報告」(日本人移動者)

4. 地方部における人口の継続的減少

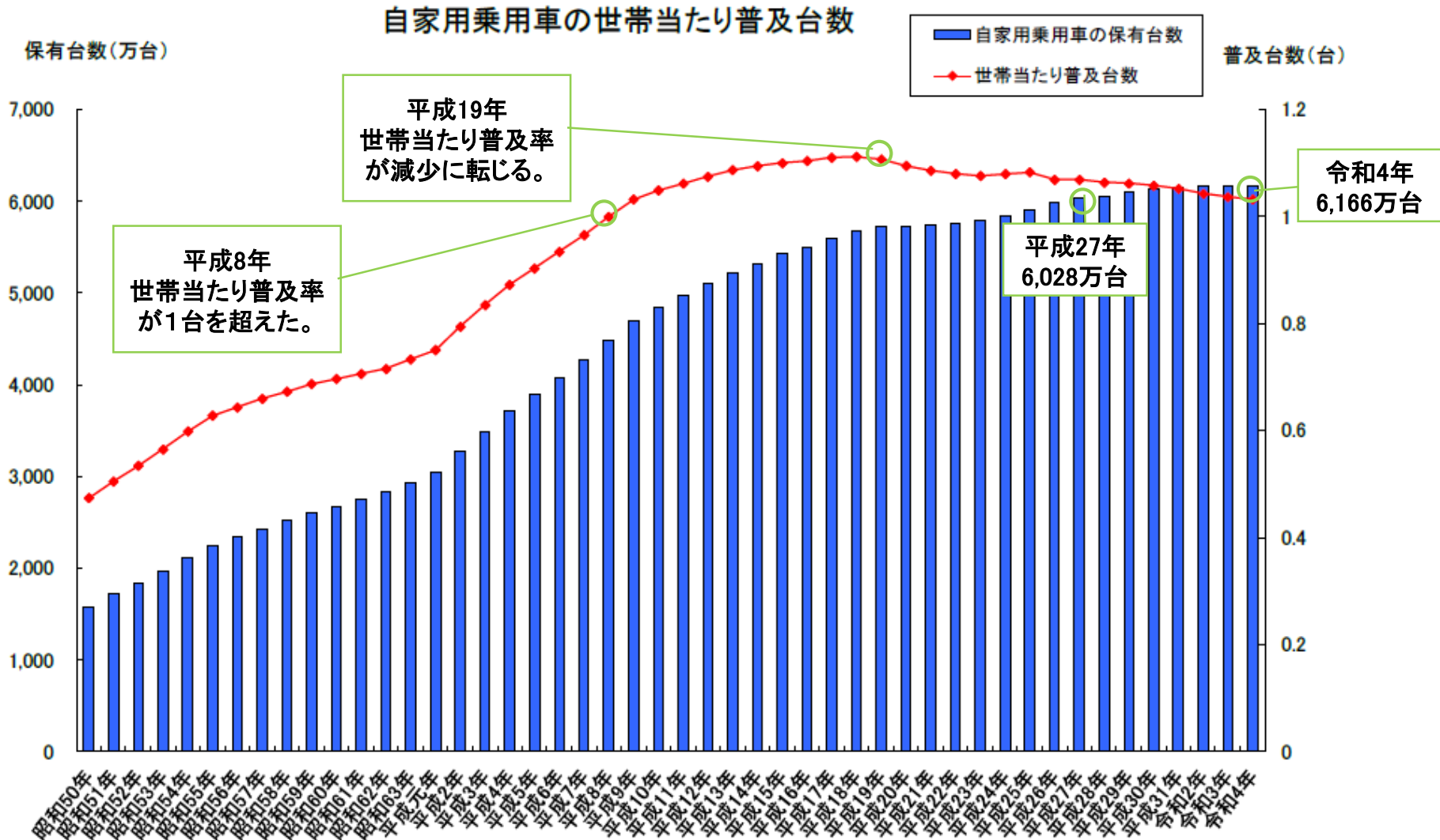
○ 1965年には、関東圏、近畿・中部圏、広島県、北海道などで増加していた人口も、2020年には増加は首都圏4都県、愛知県、滋賀県、福岡県のみにとどまり、東北、四国における人口減少が顕著となっている。

※2025年には東京都を除き、減少。2035年以降は東京都も含め、減少が予測されている。



5. 自家用乗用車の普及

- 自家用乗用車の普及台数は、2015年(平成27年)に6,000万台を超え、2022年(令和4年)には6,166万台となった。
- 自家用乗用車の世帯当たり普及台数は、1996年(平成8年)に1台を超えた。
- 核家族化・一人暮らし世帯の増加により、世帯当たり普及台数は2007年(平成19年)に減少に転じている。



資料:自動車検査登録情報協会

参考：都道府県別にみた自家用乗用車の世帯当たり普及台数

- 自家用乗用車の世帯当たり普及台数は1.032台であった。
- 都道府県別にみると、福井県は1,708台と、自家用乗用車の世帯当たり普及台数が最多であった。
また、東京都の0.421台をはじめ首都圏・関西圏では、自家用乗用車の世帯当たり普及台数が少ない傾向にある。

自家用乗用車の世帯当たり普及台数(都道府県別・ランク順)

令和4年3月末時点

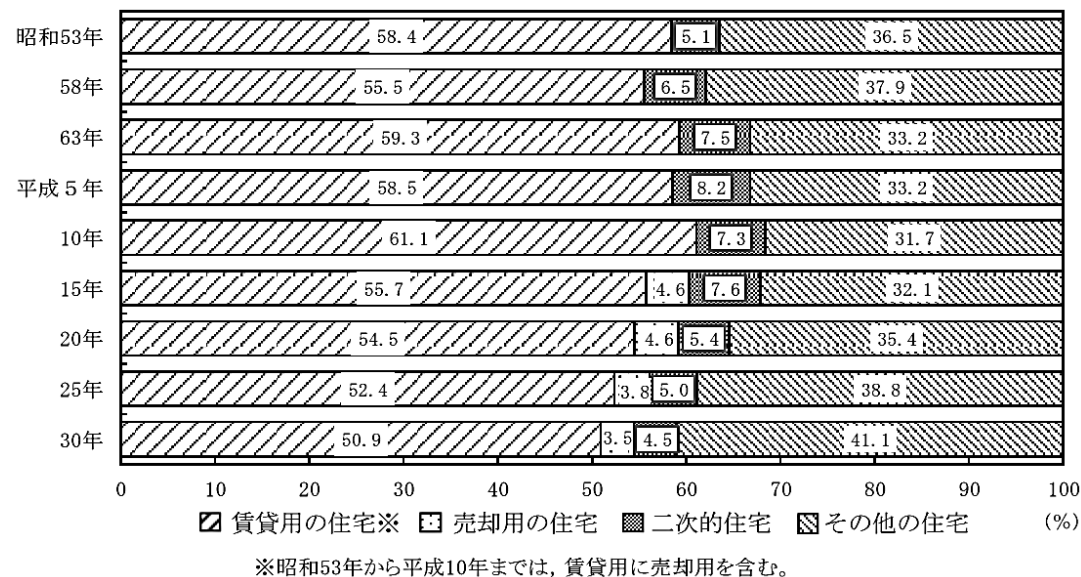
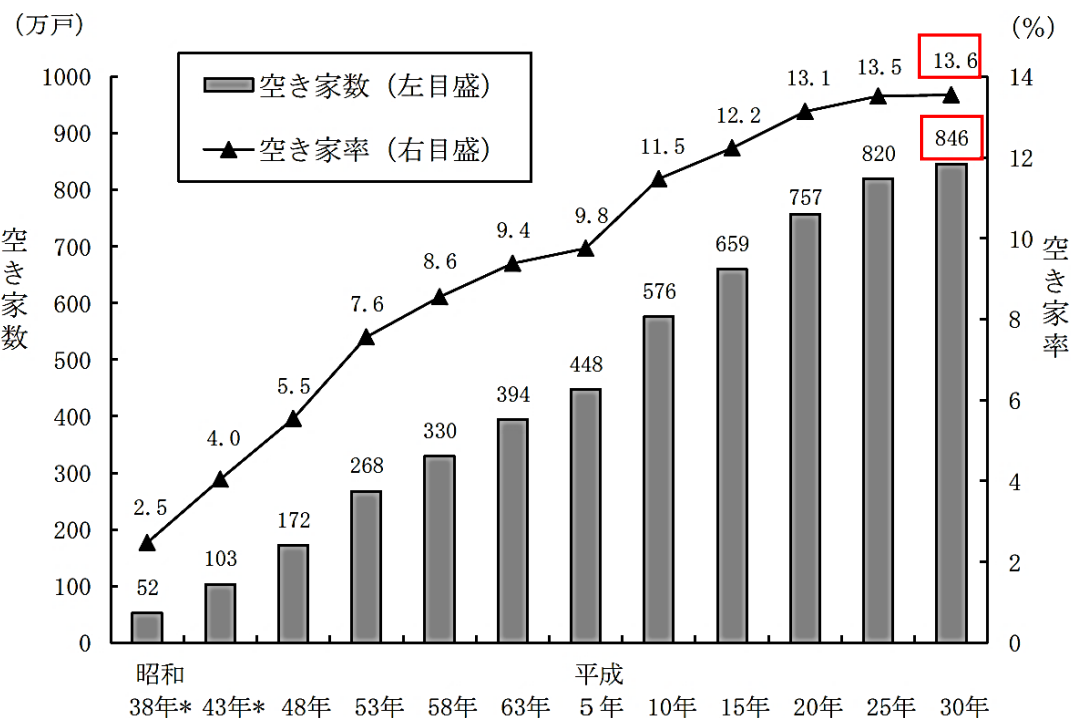
順位	都道府県	世帯当たり普及台数	保有台数	世帯数	順位	都道府県	世帯当たり普及台数	保有台数	世帯数	順位	都道府県	世帯当たり普及台数	保有台数	世帯数
1	福井	1.708	513,057	300,337	17	岩手	1.387	738,273	532,269	33	鹿児島	1.179	955,884	810,877
2	富山	1.652	707,764	428,304	18	静岡	1.375	2,225,777	1,619,334	34	愛媛	1.135	744,071	655,708
3	山形	1.642	689,687	420,046	19	秋田	1.372	584,277	425,716	35	高知	1.128	395,653	350,680
4	群馬	1.593	1,379,696	866,229	20	徳島	1.351	455,795	337,343	36	長崎	1.104	698,119	632,206
5	栃木	1.572	1,341,586	853,634	21	滋賀	1.350	812,219	601,688	37	広島	1.099	1,459,963	1,328,418
6	長野	1.558	1,377,751	884,246	22	岡山	1.349	1,161,951	861,452	38	奈良	1.078	651,151	603,937
7	茨城	1.552	1,989,961	1,281,935	23	香川	1.328	591,504	445,500	39	福岡	1.054	2,622,674	2,488,624
8	岐阜	1.545	1,295,992	838,840	24	熊本	1.305	1,039,100	796,476	40	北海道	0.995	2,783,685	2,796,536
9	福島	1.535	1,218,685	794,140	25	沖縄	1.279	875,252	684,209	41	千葉	0.949	2,833,557	2,986,528
10	山梨	1.521	559,257	367,594	26	宮崎	1.278	677,898	530,291	42	埼玉	0.941	3,228,761	3,431,677
11	新潟	1.520	1,384,525	910,832	27	大分	1.278	692,918	542,048	43	兵庫	0.896	2,314,061	2,583,222
12	佐賀	1.499	510,639	340,660	28	宮城	1.267	1,297,527	1,023,972	44	京都	0.807	994,667	1,233,229
13	石川	1.469	725,814	493,950	29	愛知	1.241	4,202,395	3,386,297	45	神奈川	0.684	3,055,135	4,468,179
14	鳥取	1.443	345,781	239,626	30	山口	1.239	816,292	658,993	46	大阪	0.627	2,777,887	4,433,664
15	三重	1.439	1,161,734	807,206	31	和歌山	1.225	542,197	442,544	47	東京	0.421	3,096,528	7,354,402
16	島根	1.392	408,373	293,449	32	青森	1.218	723,306	594,018		合計	1.032	61,658,779	59,761,065

6. 空き家の増加

- 2018年(平成30年)の全国の空き家数は846万戸。空き家率(総住宅数に占める空き家の割合)は13.6%と過去最高に。
- 空き家数の内訳をみると、取り壊すことになっている住宅などの「その他の住宅」が増加している。

空き家数及び空き家率の推移—全国(昭和38年～平成30年)

空き家の種類別割合の推移—全国(昭和53年～平成30年)

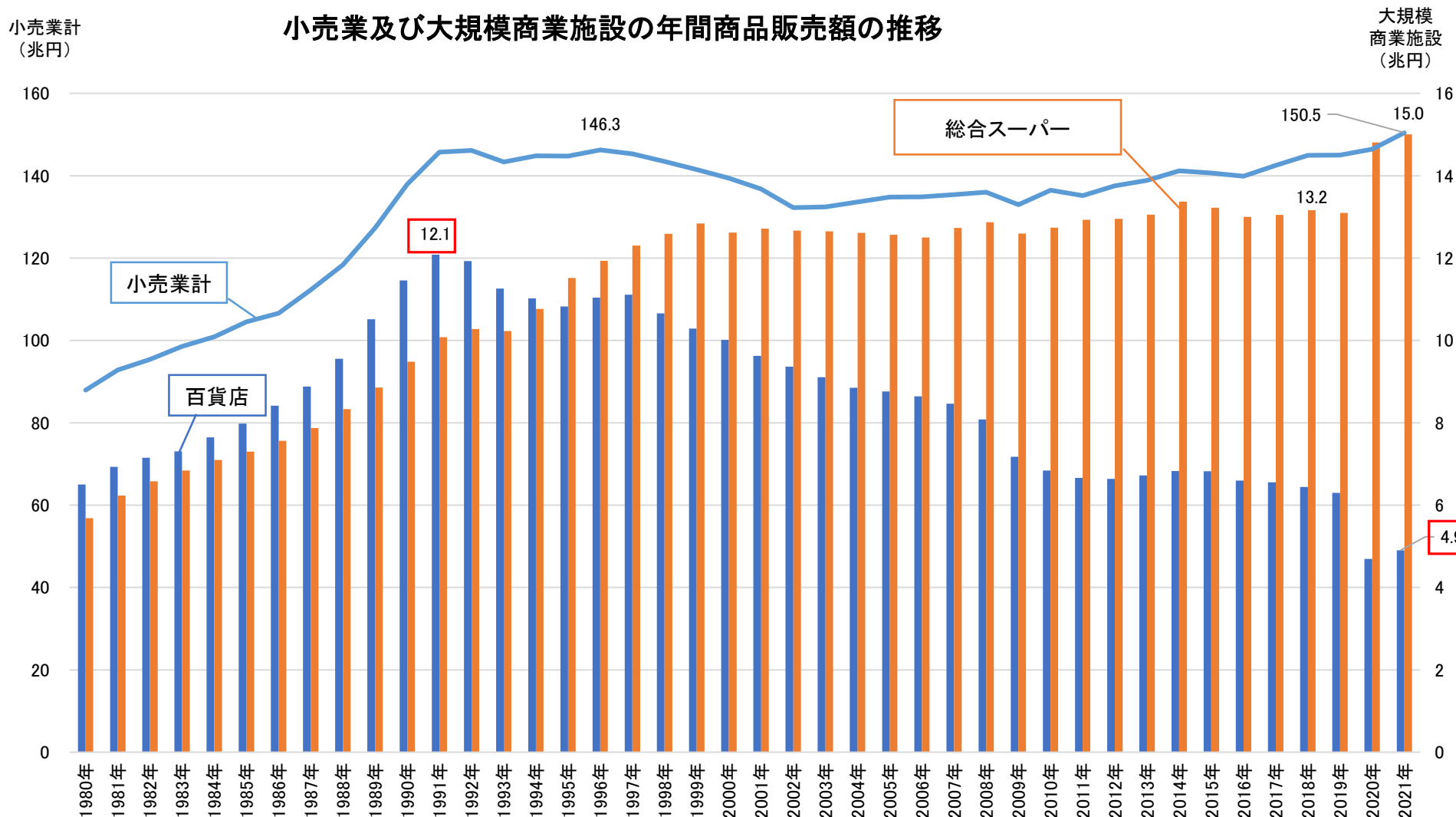


(注) 空き家の「その他の住宅」とは、「賃貸用の住宅」「売却用の住宅」「二次的住宅」以外の住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅のほか、空き家の区分の判断が困難な住宅などを含む。

出典: 総務省 平成30年住宅・土地統計調査 住宅数概数集計結果 平成31年4月

7. 小売業と百貨店の状況

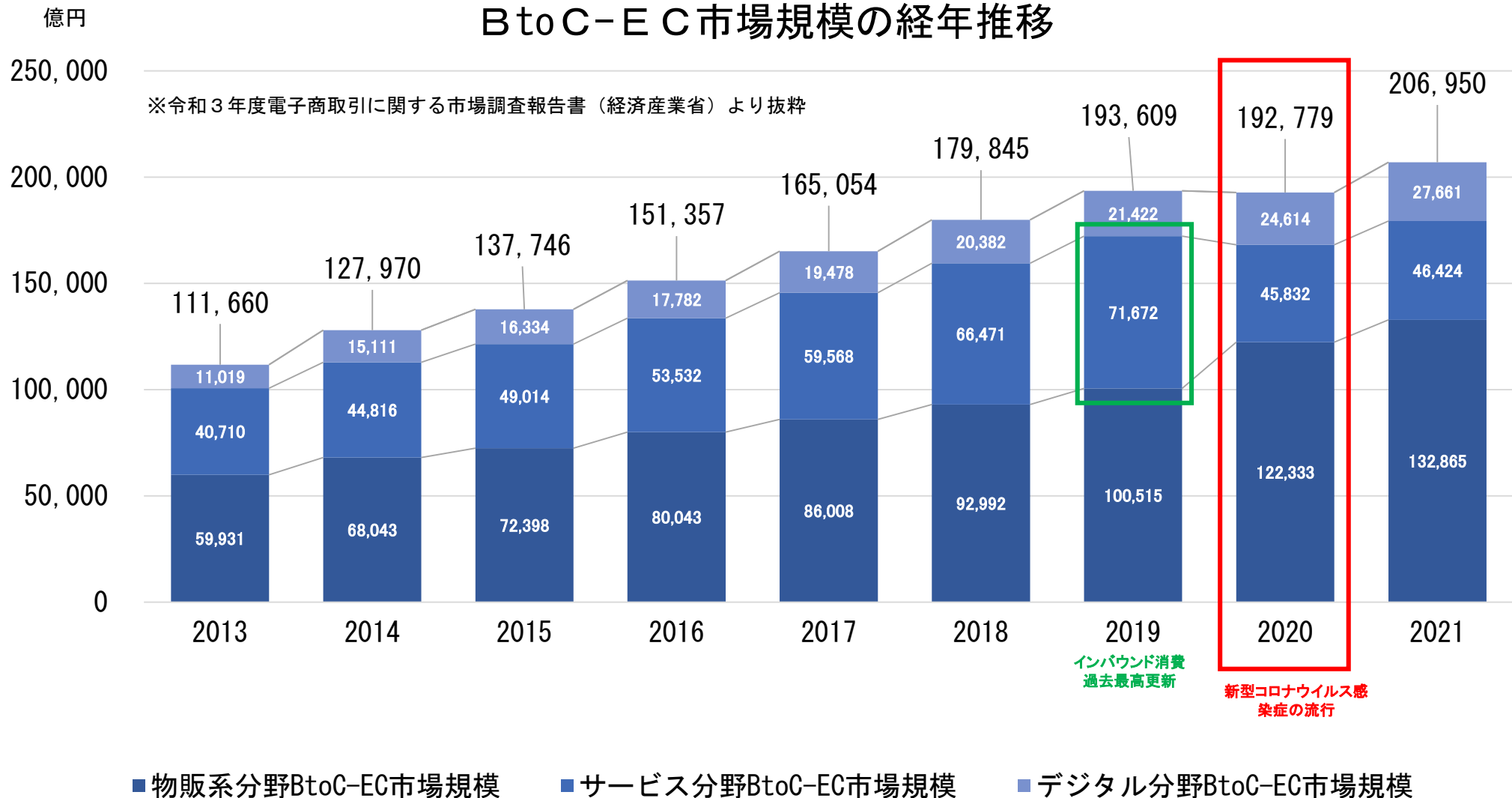
- 小売業及び大規模商業施設の年間商品販売額は1991年から停滞し、その後徐々に落ち込んだが、2003年に再び増加に転じ、その後は、全体的には緩やかな増加傾向となっている。
- 一方、大規模商業施設・百貨店は、1991年の年間販売額をピークに減少。2021年には4.9兆円と半減している。



資料: 商業動態統計より

8. BtoC-EC市場規模の経年推移

- 2013年から2021年にかけて（2020年を除いて）単調増加であり、2021年の3分野合計の国内BtoC-EC市場規模は、20兆6,950億円となった。対前年比で1兆4,171億円である。
- 合計に占める割合は、全期間において物販系分野が高い推移となっている。

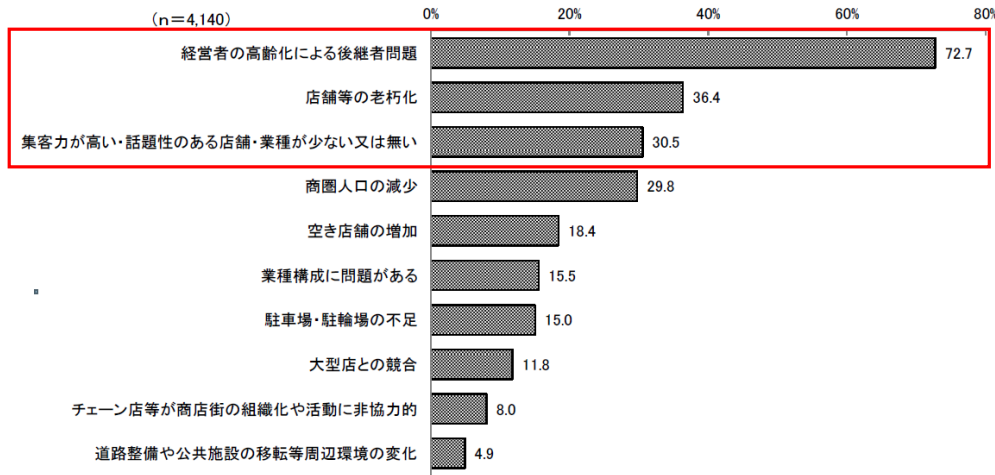


※物販系分野には、食品飲料、生活家電、書籍・音楽ソフト、化粧品、家具、衣類、自動車等が含まれる。
 ※サービス系分野には、旅行サービス、飲食サービス、チケット販売、金融サービス、理美容サービス等が含まれる。
 ※デジタル系分野には、電子出版、有料動画音楽配信、オンラインゲーム等が含まれる。

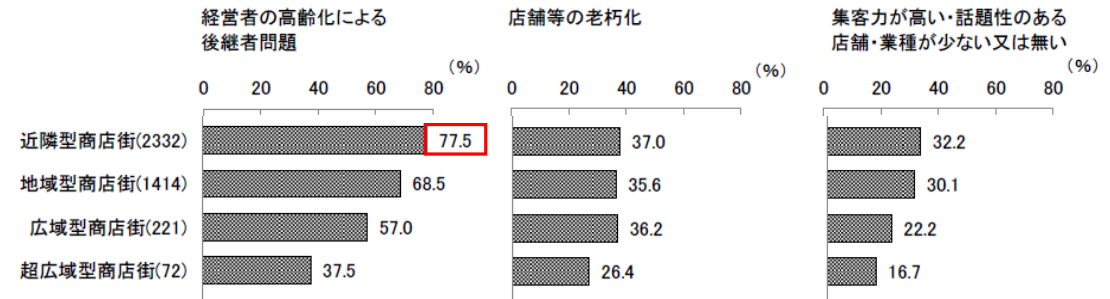
9. 商店街の状況(後継者問題)

- 商店街の課題として「経営者の高齢化による後継者問題」を挙げるものが、72.7%と突出して多い。
- 商圈規模の小さな商店街ほど、後継者問題を課題として挙げるものが多い。
- 商店街の空き店舗率をみると、空き店舗率が10%を超える商店街は全体の43.3%となっている。

商店街における課題(複数回答3つまで)



商店街タイプ別課題(上位3位)



* 商店街タイプについて

①近隣型商店街	最寄品※中心の商店街で地元住民が日用品を徒歩又は自転車などにより買物を行う商店街
②地域型商店街	最寄品及び買回り品※が混在する商店街で、近隣型商店街よりもやや広い範囲であることから、徒歩、自転車、バス等で来街する商店街
③広域型商店街	百貨店、量販店を含む大型店があり、最寄品より買回り品が多い商店街
④超広域型商店街	百貨店、量販店を含む大型店があり、有名専門店、高級専門店を中心に構成され、遠距離から来街する商店街

※ 最寄品：消費者が頻繁に手軽にほとんど比較しないで購入する物品。加工食品、家庭雑貨など。

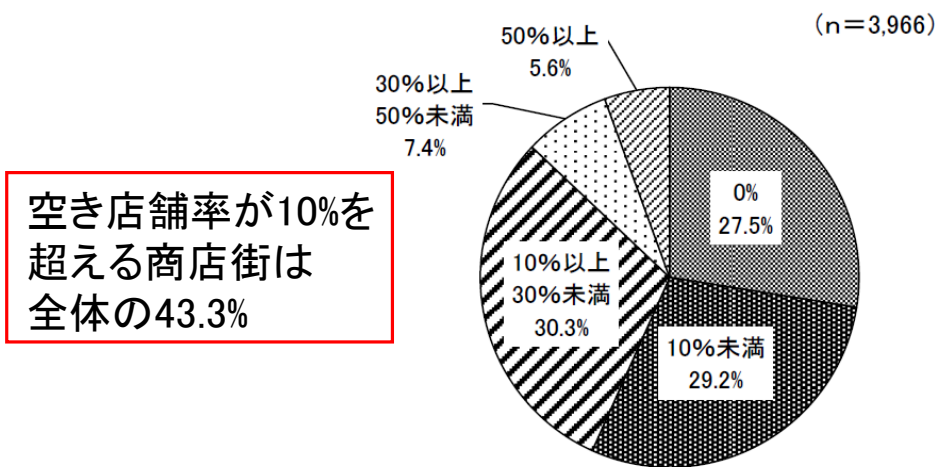
※ 買回り品：消費者が2つ以上の店を回って比べて購入する商品。ファッション関連、家具、家電など。

出典;令和3年度 商店街実態調査報告書 中小企業庁 令和4年3月

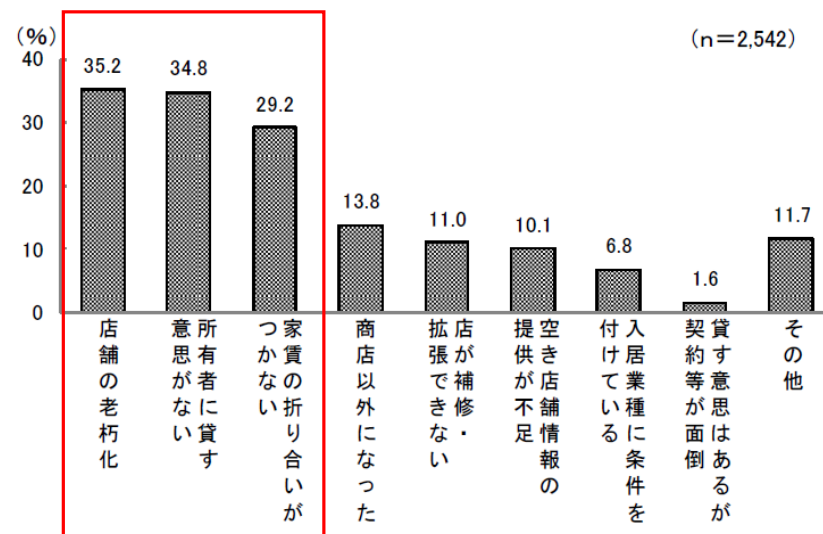
9. 商店街の状況(空き店舗)

- 商店街の空き店舗率をみると、空き店舗率が10%を超える商店街は全体の43.3%となっている。
- 空き店舗が埋まらない理由として、「店舗の老朽化」が35.2%、「所有者に貸す意思がない」34.8%、「家賃の折り合いがつかない」29.2%など、店舗所有者側の意識により、空き店舗化している。
- 最近3年間の商店街組合等の加入者数の変化をみると、「減った」が51.5%と、加入者数が減少している。

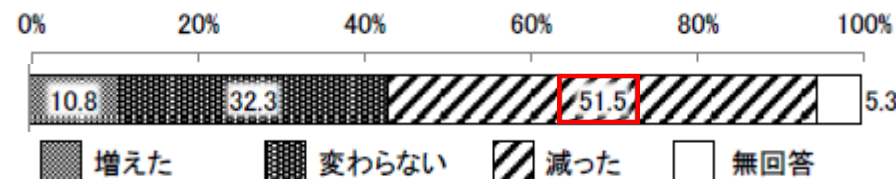
空き店舗率ごとの商店街数の分布



空き店舗が埋まらない理由(貸し手の理由)(複数回答2つまで)



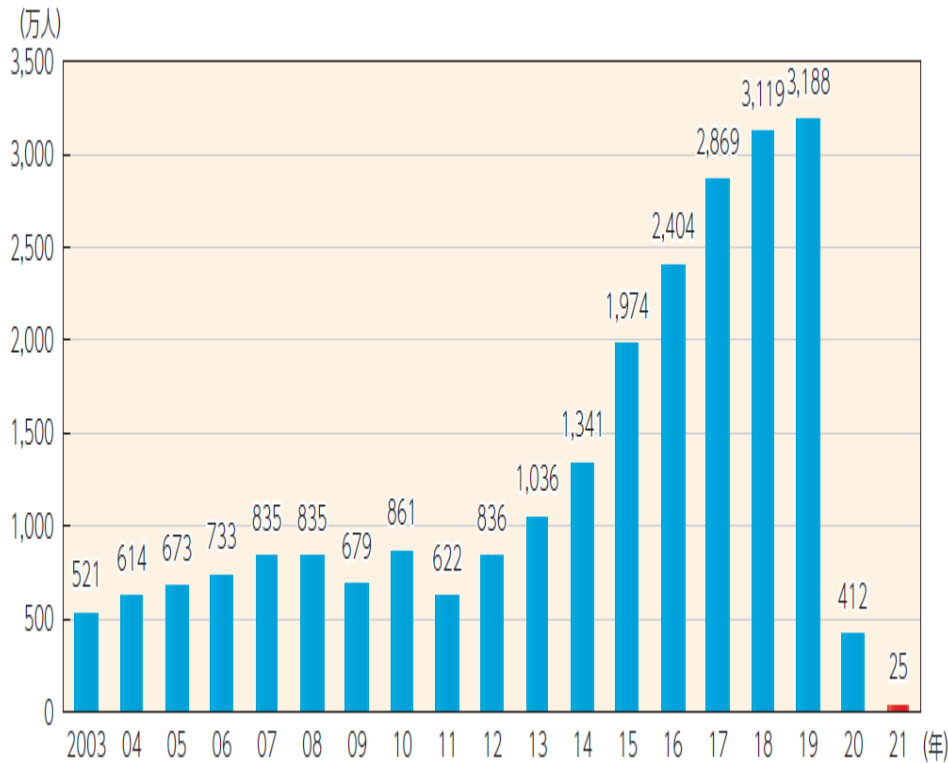
最近3年間の組合員(会員)数の変化



10. 訪日外国人旅行客の状況

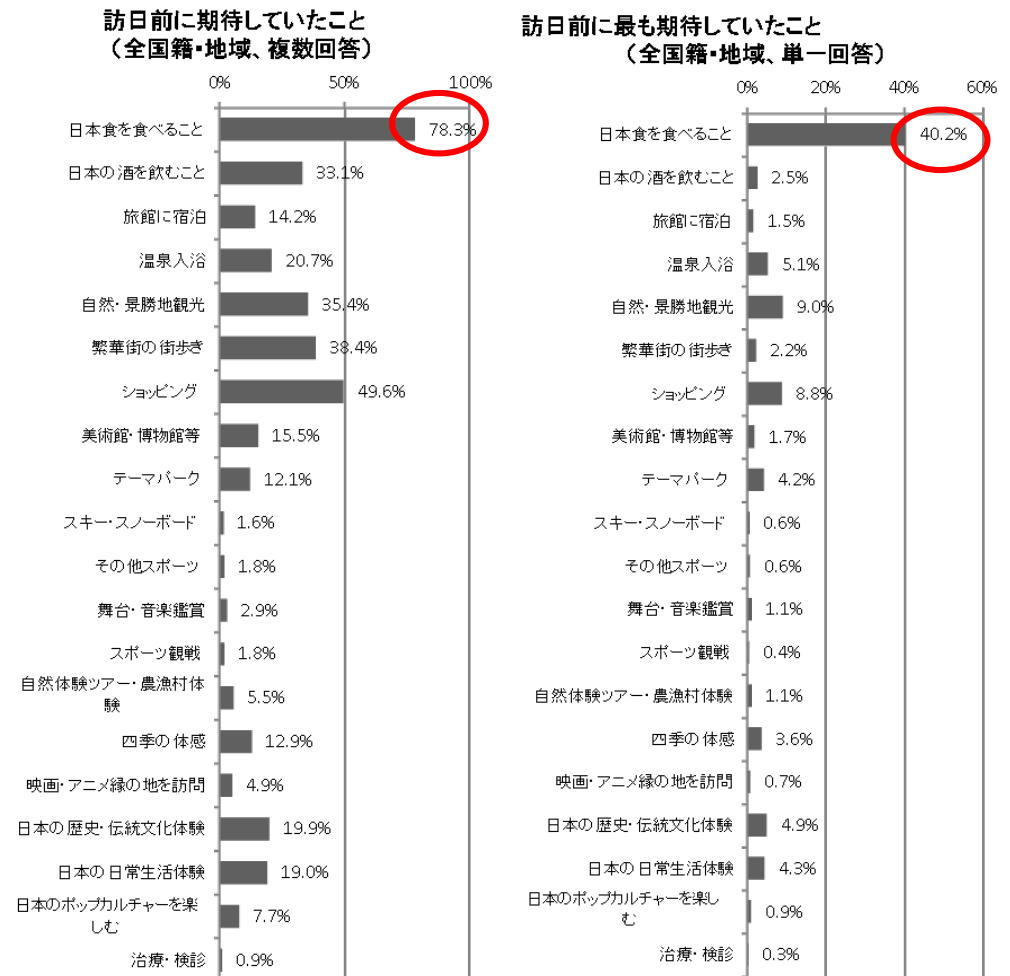
- 2020年度以降新型コロナウイルス感染拡大に伴い、訪日外国人旅行客数は減少しているものの、2019年度までは、増加をし続け、3,000万人を超える旅行客が訪日。
- 訪日外国人旅行客が訪日前に期待していたことは、「日本食を食べること」が最も高く、「ショッピング」や「繁華街の街歩き」、「自然・景勝地観光」と続く。

訪日外国人旅行客の推移



出典；令和4年度観光白書

訪日外国人旅行客の日本滞在中の行動

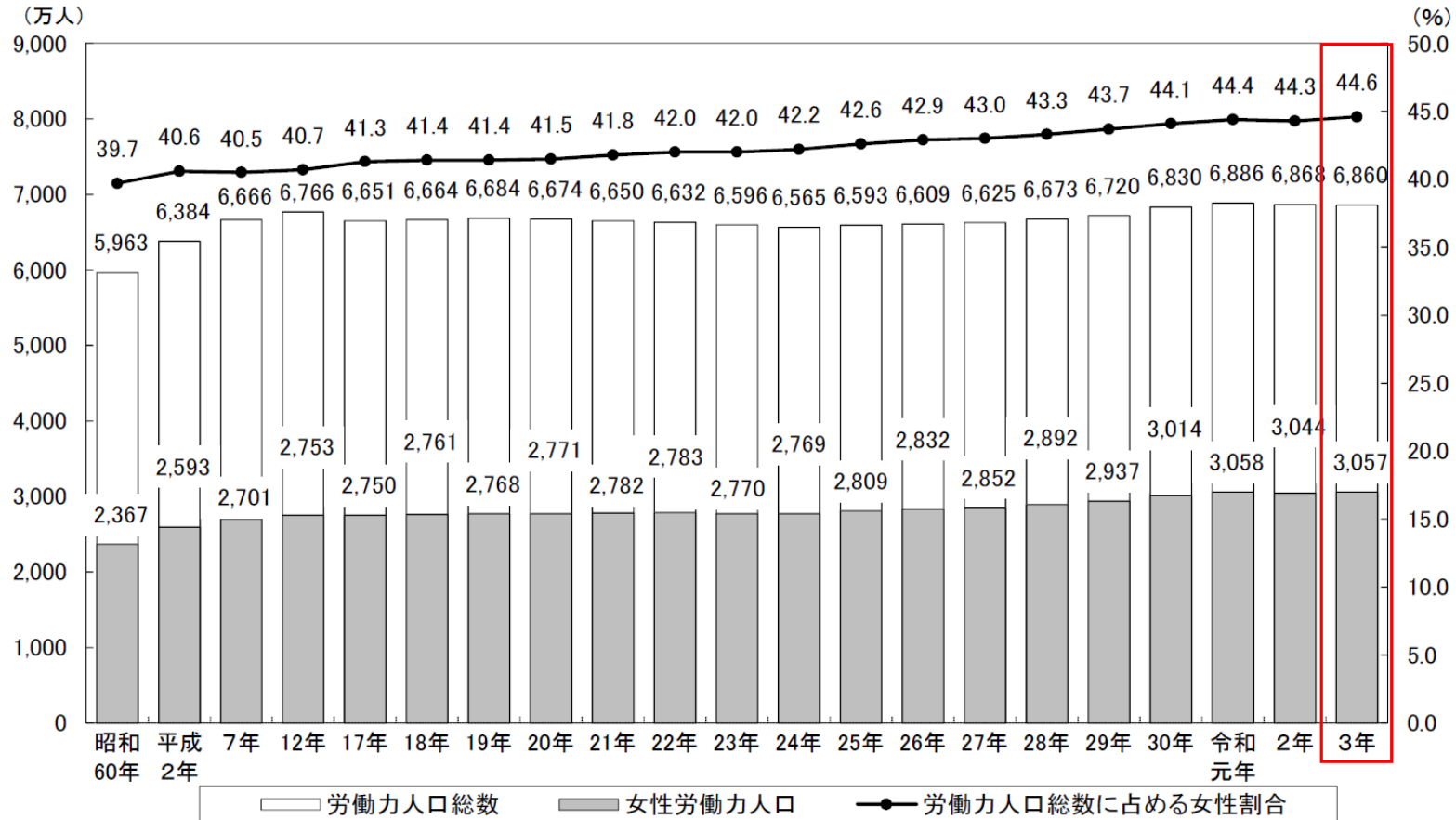


出典；観光庁「訪日外国人の消費動向 2022年 年次報告書」

11. 女性の社会進出

○ 女性の労働力人口は増加しており、労働力人口総数に占める女性の割合は44.6%となった。

雇用者数及び雇用者総数に占める女性割合の推移

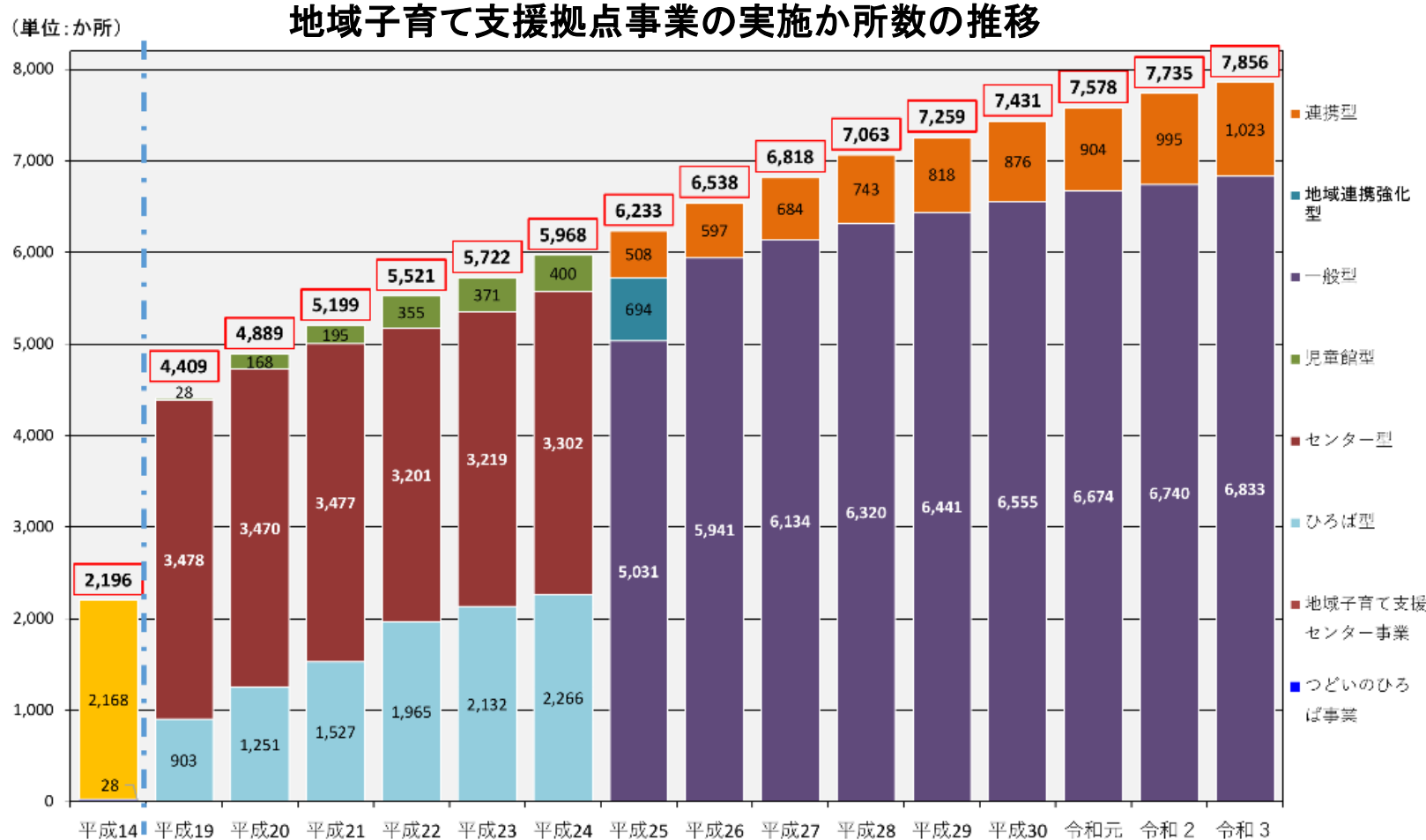


注) 総務省「労働力調査」に係る平成23年統計については、東日本大震災の影響により、関連統計等を用いて補完推計した値である。また、平成17年から21年までの数値については、平成22年国勢調査を基準とする推計人口に、平成22年から28年までの数値については、東日本大震災による補完推計の値も含め、比率を除き、平成27年国勢調査結果を基準とする推計人口のベンチマーク人口に基づいて遡及又は補正した時系列接続用数値を用いており、同数値により前年比較を行っている。

出典：令和3年の働く女性の状況(厚生労働省)

12. 子育て支援施設数の推移

○ 地域子育て支援拠点事業による実施か所数は、年々増加している。



- 【平成24年度までの事業類型】**
- ひろば型：常設のつどいの広場を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施
 - センター型：地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、地域支援活動を実施
 - 児童館型：民営の児童館内で一定時間、つどいの場を設け、子育て支援活動従事者による地域の子育て支援のための取組を実施
- 【平成25年度以降の事業類型】**
- 一般型：常設の地域の子育て支援拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施
 - 連携型：児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施
 - 地域連携強化型：子ども・子育て支援新制度の円滑な移行を見据えて利用者支援体制の基盤の整備を行うとともに、地域において子の育ち・親の育ちを支援する地域との協力体制の強化を実施

平成14年度は地域子育て支援センター事業・つどいの広場事業実施数
 平成25年度・26年度に類型の変更を行っている

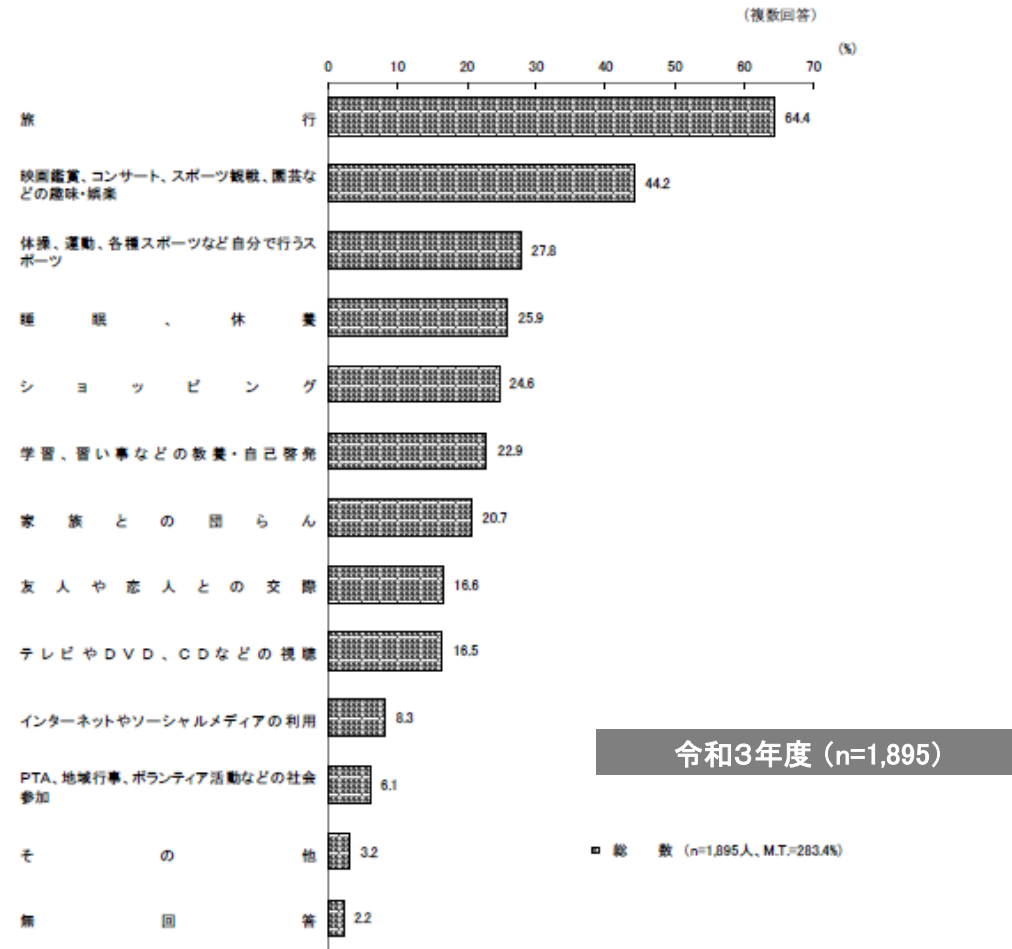
※実施か所数は交付決定ベース（25年度は国庫補助対象分）
 令和3年度は重層的支援体制整備事業の交付決定分も含む

【制度改正】
 機能別に再編するとともに、支援機能の強化を行った。
 ・「ひろば型」・「センター型」を統合し「一般型」に再編
 ・「児童館型」を「連携型」に再編

13. 自由時間の過ごし方・自由時間が増えたら

○ 「自由になる時間が増えたらしたいこと」についてのアンケート結果は、「旅行」、「映画鑑賞、コンサート、スポーツ観戦、園芸など の趣味・娯楽」、「体操、運動、各種スポーツなど自分でスポーツ」、「睡眠、休養」の順となっている。

自由時間が増えたらしたいこと

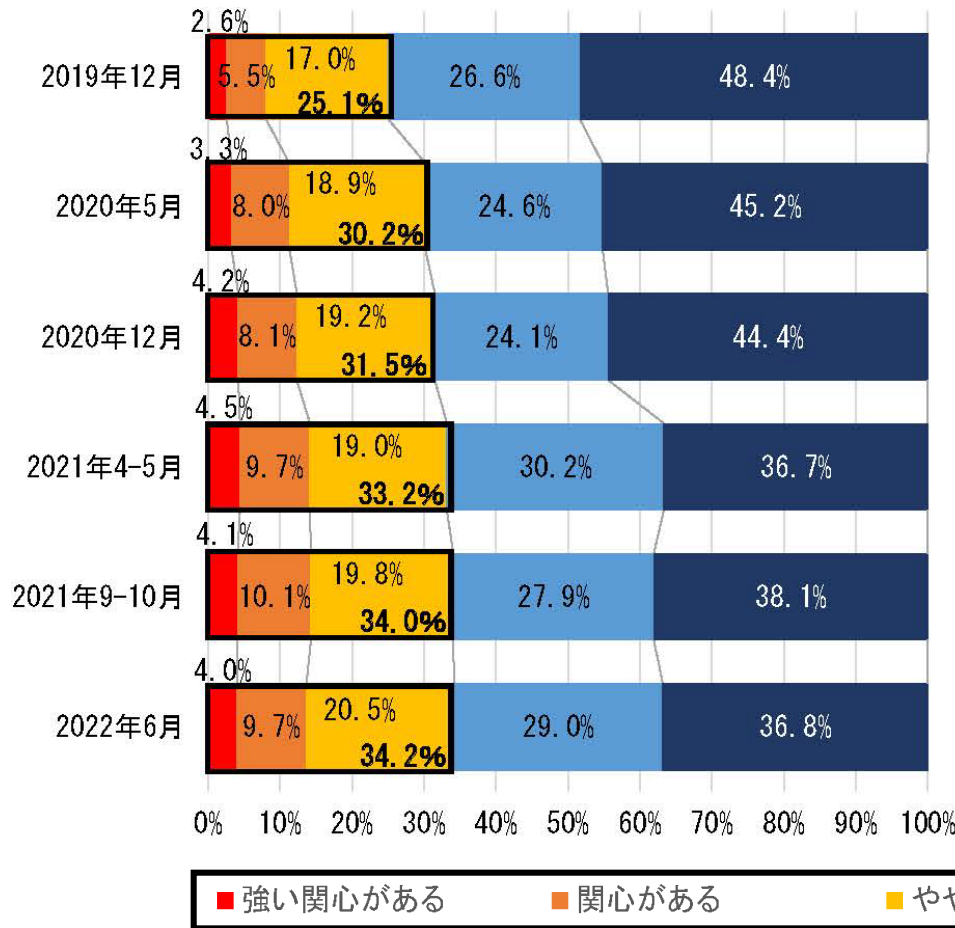


14. 地方移住への関心

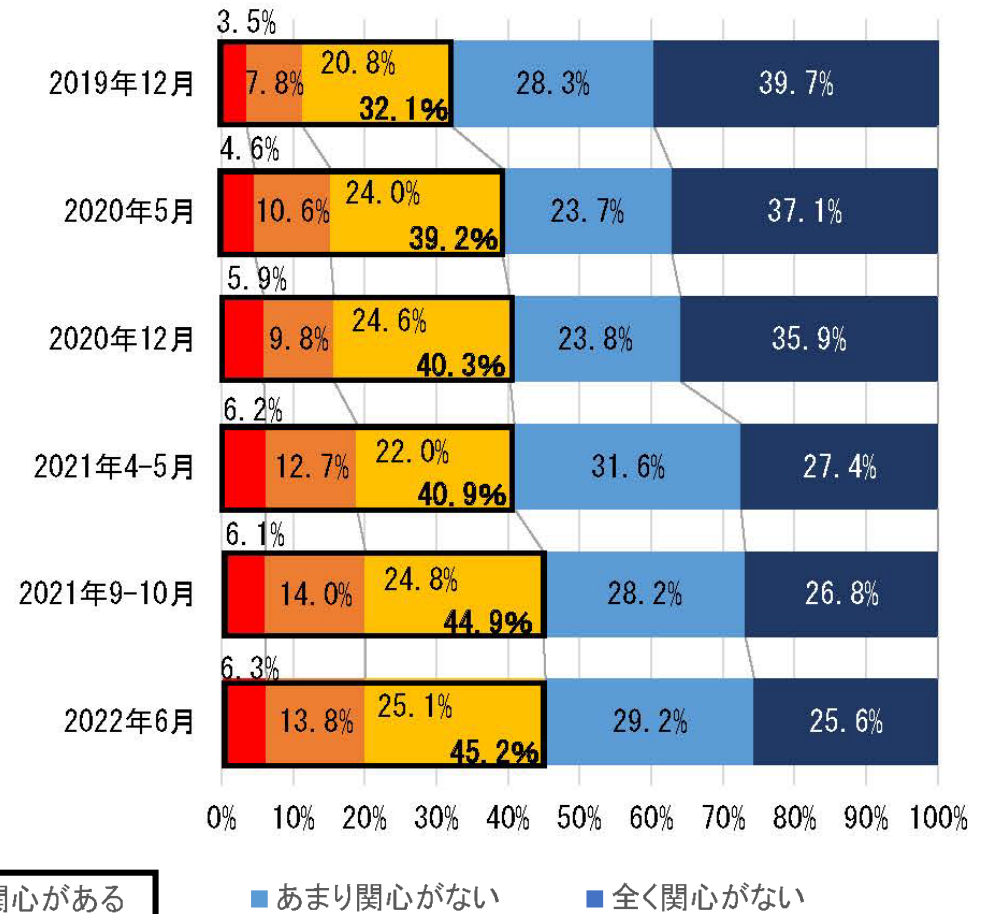
- 地方移住への関心は感染症以前に比べ高まっており、34.2%が関心を示している。
20代では、45.2%が関心を有しており、若い世代の地方移住への関心が高い。

■ 地方移住への関心(東京圏在住者)

【全年齢】



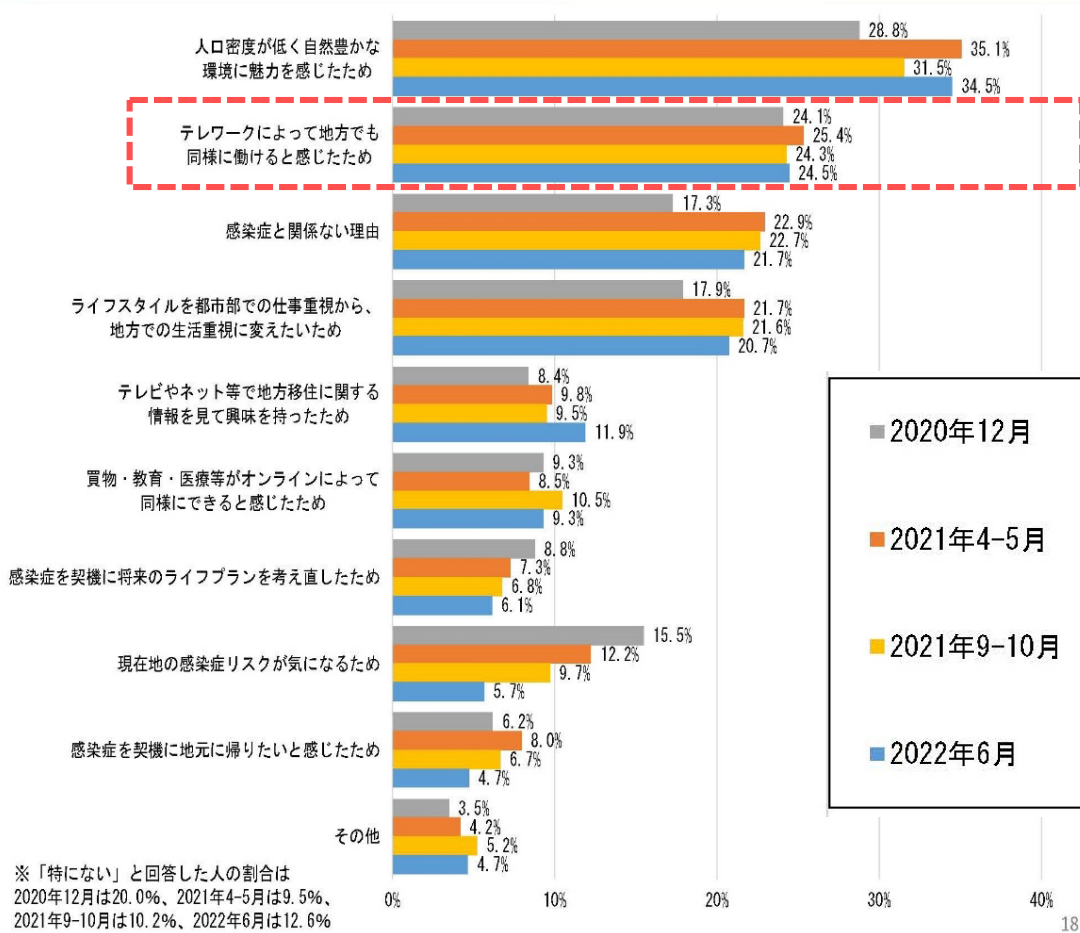
【20歳代】



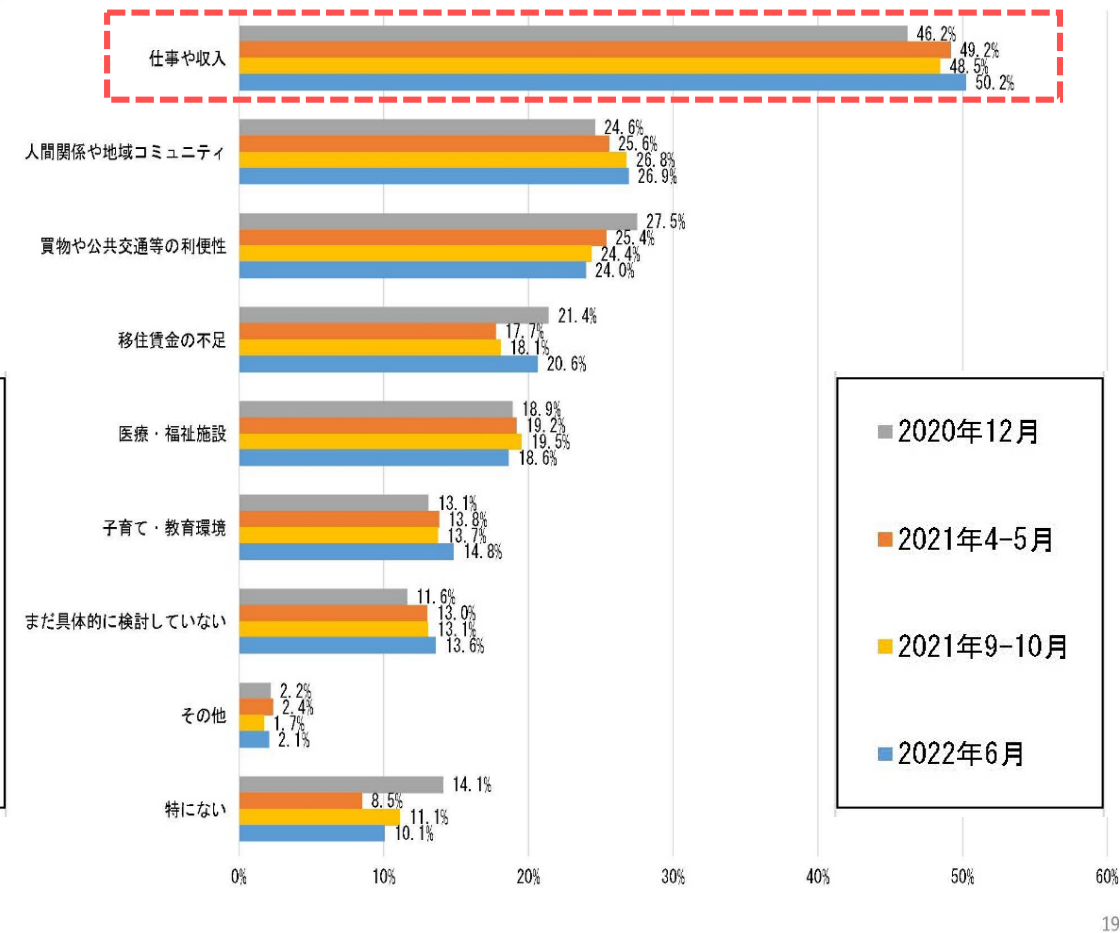
14. 地方移住への関心

○ 地方移住への関心理由として、テレワークによって地方でも同様に働けると感じたためと回答した割合が高い。他方、地方移住の懸念では、仕事や収入をあげる割合が最も高い。

■ 地方移住への関心理由
(東京圏在住で地方移住に関心がある人)

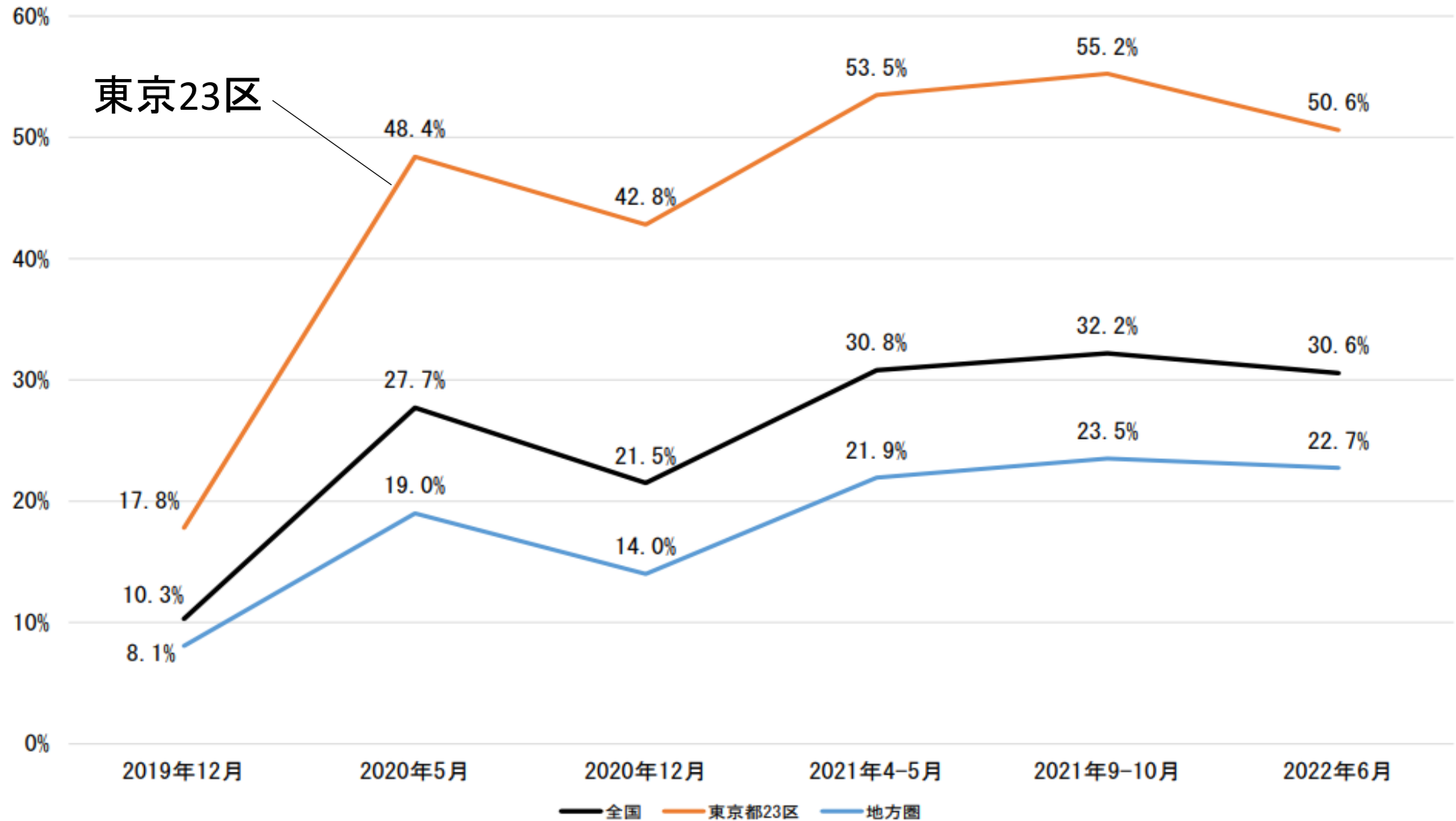


■ 地方移住にあたっての懸念
(東京圏在住で地方移住に関心がある人)



15. 地域別のテレワーク実施率

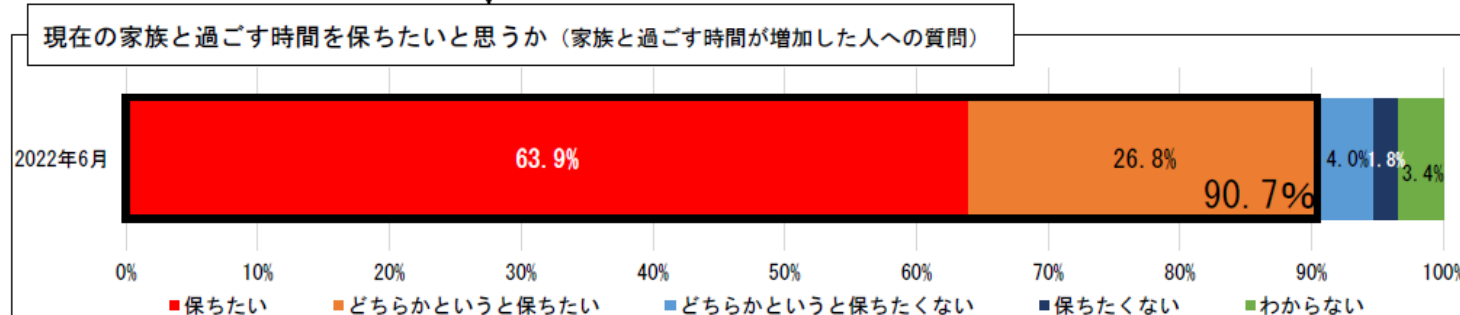
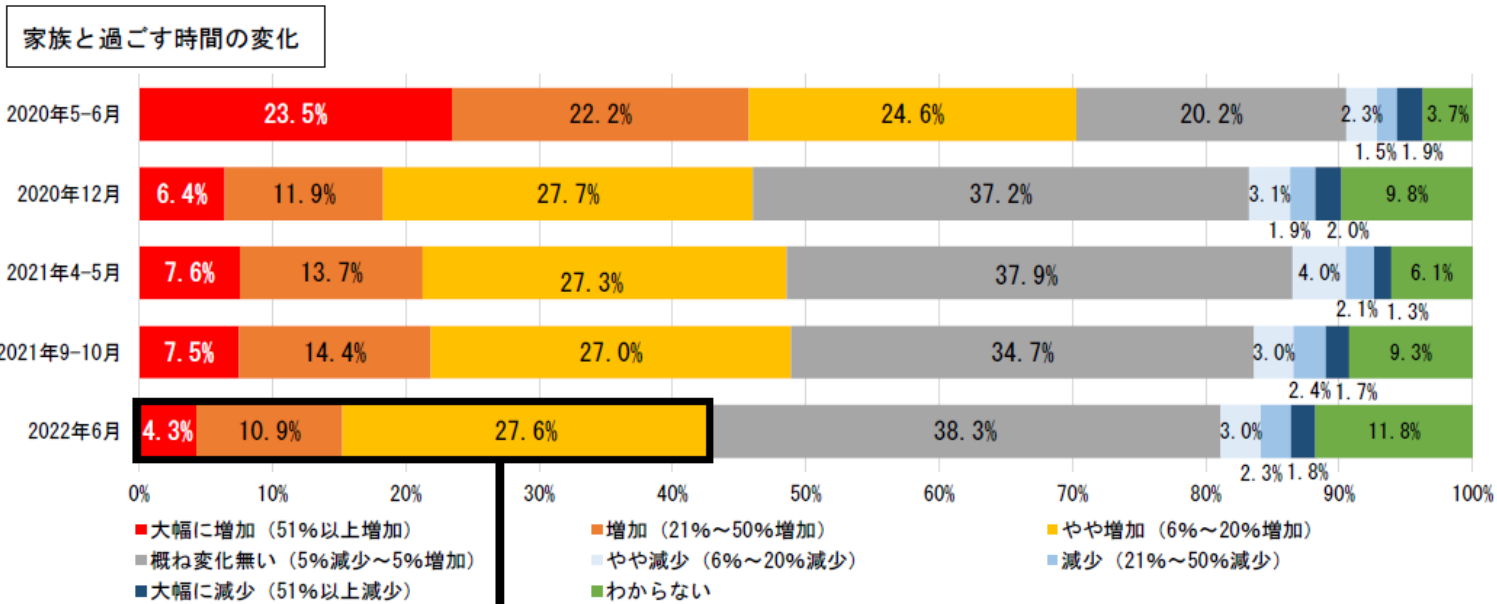
- テレワークの実施率は、コロナ前は全国で10%程度だったが、2022年6月調査では約30.6%。
- 東京23区のテレワーク実施率は50.6%と高いが、地方圏では22.7%。



16. 家族と過ごす時間の変化

- 感染症拡大前から比べると、家族と過ごす時間は増えている。
- 家族と過ごす時間が増加した人は、現在の家族と過ごす時間を保ちたいと考えている人が非常に多い。

※2019年12月（感染症拡大前）からの変化を質問



17. デジタル田園都市国家構想

デジタル田園都市国家構想総合戦略の全体像



総合戦略の基本的考え方

- ▶ テレワークの普及や地方移住への関心の高まりなど、**社会情勢がこれまでとは大きく変化**している中、**今こそデジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化**し、「**全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会**」を目指す。
- ▶ **東京圏への過度な一極集中の是正や多極化**を図り、地方に住み働きながら、都会に匹敵する情報やサービスを利用できるようにすることで、**地方の社会課題を成長の原動力**とし、地方から全国へと**ボトムアップの成長**につなげていく。
- ▶ デジタル技術の活用は、その**実証の段階から実装の段階に移行**しつつあり、デジタル実装に向けた各府省庁の施策の推進に加え、デジタル田園都市国家構想交付金の活用等により、**各地域の優良事例の横展開を加速化**。
- ▶ **これまでの地方創生の取組も、全国で取り組まれてきた中で蓄積された成果や知見に基づき、改善を加えながら推進**していくことが重要。

＜総合戦略のポイント＞

- まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂し、**2023年度から2027年度までの5か年の新たな総合戦略**を策定。デジタル田園都市国家構想基本方針で定めた取組の方向性に沿って、**各府省庁の施策の充実・具体化**を図るとともに、**KPIとロードマップ（工程表）**を位置付け。
- 地方は、地域それぞれが抱える社会課題等を踏まえ、**地域の個性や魅力を生かした地域ビジョンを再構築**し、**地方版総合戦略を改訂**。**地域ビジョン実現に向け**、国は政府一丸となって総合的・効果的に支援する観点から、**必要な施策間の連携をこれまで以上に強化**するとともに、同様の社会課題を抱える複数の地方公共団体が連携して、**効果的かつ効率的に課題解決に取り組むことができるよう、デジタルの力も活用した地域間連携の在り方や推進策を提示**。

施策の方向

デジタルの力を活用した地方の社会課題解決

デジタルの力を活用して地方の社会課題解決に向けた取組を加速化・深化

- 1 地方に仕事をつくる**
スタートアップ・エコシステムの確立、中小・中堅企業DX（キャッシュレス決済、シェアリングエコノミー等）、スマート農林水産業・食品産業、観光DX、地方大学を核としたイノベーション創出 等
- 2 人の流れをつくる**
「転職なき移住」の推進、オンライン関係人口の創出・拡大、二地域居住等の推進、地方大学・高校の魅力向上、女性や若者に選ばれる地域づくり 等
- 3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる**
結婚・出産・子育ての支援、仕事と子育ての両立など子育てしやすい環境づくり、こども政策におけるDX等のデジタル技術を活用した地域の様々な取組の推進 等
- 4 魅力的な地域をつくる**
教育DX、医療・介護分野DX、地域交通・インフラ・物流DX、まちづくり、文化・スポーツ、防災・減災、国土強靱化の強化等、地域コミュニティ機能の維持・強化等

地方のデジタル実装を下支え

デジタル実装の基礎条件整備

デジタル実装の前提となる取組を国が強力に推進

- 1 デジタル基盤の整備**
デジタルインフラの整備、マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大、データ連携基盤の構築（デジタル社会実装基盤全国総合整備計画の策定等）、ICTの活用による持続可能性と利便性の高い公共交通ネットワークの整備、エネルギーインフラのデジタル化 等
- 2 デジタル人材の育成・確保**
デジタル人材育成プラットフォームの構築、職業訓練のデジタル分野の重点化、高等教育機関等におけるデジタル人材の育成、デジタル人材の地域への還流促進、女性デジタル人材の育成・確保 等
- 3 誰一人取り残されないための取組**
デジタル推進委員の展開、デジタル共生社会の実現、経済的事情等に基づくデジタルデバイドの是正、利用者視点でのサービスデザイン体制の確立 等

地域ビジョンの実現に向けた施策間連携・地域間連携の推進

＜モデル地域ビジョンの例＞

<ul style="list-style-type: none"> ■ スマートシティ スーパーシティ スマートシティ AICT (福島県会津若松市) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「デジタル」中山間地域 担い手減少に対応した自動草刈機の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 産学官 協創都市 データを活用したスマート農業の取組 (高知県・高知大学)
<ul style="list-style-type: none"> ■ SDGs未来都市 地域交通システムやコミュニケーションロボットの活用 (宮城県石巻市) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 脱炭素 先行地域 バイオマス発電所稼働による新産業の創出 (岡山県真庭市) 	

＜重要施策分野の例＞

<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域交通の リ・デザイン 自動運転バスの運行 (茨城県取手町) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ こども政策 保健師等とのオンライン相談 (山梨県富士吉田市) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 教育DX オンラインによる遠隔合同授業 (鹿児島県三島村) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域防災力の向上 GPS除雪管理システムの導入 (山形県飯豊町)
<ul style="list-style-type: none"> ■ 遠隔医療 医療機器装備の移動診療車 (長野県伊那市) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地方創生 テレワーク 空き蔵を活用したサテライトオフィスの整備 (福島県喜多方市) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 観光DX 観光アプリを活用した混雑回避・人流分散 (京都府京都市) 	

地域ビジョン実現を後押し

＜施策間連携の例＞

関連施策の取りまとめ	重点支援	優良事例の横展開	伴走型支援
✓関係府省庁の施策を取りまとめ、地方にわかりやすい形で提示	✓モデルとなる地域を選定し、選定地域の評価・支援	✓他地域のモデルとなる優良事例の周知・共有、横展開	✓ワンストップ型相談体制の構築や地方支分部局の活用等による伴走型支援

＜地域間連携の例＞

デジタルを活用した取組の深化	重点支援	優良事例の横展開
✓自治体間連携の枠組みにおけるデジタル活用の取組を促進	✓国が事業の採択や地域の選定等を行う際に、地域間連携を行う取組を評価・支援	✓地域間連携の優良事例を収集し、メニューブック等を通じて広く周知・共有

3 ご議論頂きたい主な論点

ご議論頂きたい主な論点

- ◆ これまでの実施状況及び現下の社会経済情勢に照らして、
中心市街地活性化法の理念・意義や仕組みをどのように評価するか。
- ◆ 想定される対象市町村をどのように考えるか。
(比較的小規模な市町村も取り組みやすくする観点など)
- ◆ 様々な地域課題を解決していくに当たって、どのような視点が必要か。
また、どのような支援策が考えられるか。
(地域課題例)
 - ・まちなかの賑わい創出(拠点づくり、場づくり)
 - ・大規模商業施設の撤退への対応
 - ・空き店舗等を活用したまちづくりリノベーション
 - ・人の流れを生み出す地域アクセスの利便性向上
 - ・地域商業の活性化 等
- ◆ 官民連携した実施体制をどのように強化していくか。
(まちづくり人材、まちづくり会社の強化等)

等

(補足) 中心市街地活性化に向けた主な個別論点について

- ◆ 人々が行きやすく、快適で、使いやすく、人々をひきつけるパブリックスペースをつくるプレイスメイキング・都市デザインが重要ではないか。
- ◆ 経済圏の人口規模等を念頭に置きつつ、社会的インフラ(ソーシャルインフラ)の整備・確保、こちよい居場所(サードプレイス: 自宅と職場に次ぐ場所)づくりに力を入れる必要があるのではないか。
- ◆ 社会経済が発展し続けるためには、イノベーションの継続的な実現が不可欠であるが、そのために、人々が生活しやすい、コンパクトで豊かな環境づくりが重要ではないか。
- ◆ 公共交通の活性化に向けた取組のひとつとして、シェアサイクルを含む自転車の活用や、公共交通の活性化を通じたウォーカブルなまちづくりが重要ではないか。
- ◆ 地域商社を活用した経済活性化、小規模事業者における大規模事業者との差別化や従来型実店舗とデジタルのハイブリット対応が重要ではないか。
- ◆ 空き店舗等の利活用をはじめとしたリノベーションによるまちづくりを継続して実施することが重要ではないか。
- ◆ 多様性と寛容性、デジタルの活用、庁内・庁外の横断的な対応が重要ではないか。